平成29年第２回八千代町議会定例会会議録（第３号）

平成29年６月15日（木曜日）午前９時02分開議

本日の出席議員

議長（９番）	大久保　武君	副議長（２番）	国府田利明君
１番	増田　光利君	３番	大里　岳史君
４番	廣瀬　賢一君	５番	大久保弘子君
６番	上野　政男君	７番	中山　勝三君
８番	生井　和巳君	10番	水垣　正弘君
11番	小島　由久君	12番	宮本　直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本　　直君

本日の欠席議員

な　　し

説明のため出席をしたる者

町長	大久保　司君	教育長	赤松　　治君
会計管理者 兼会計課長	柴森　米光君	秘書公室長 兼秘書課長	谷中　　聰君
総務部長	鈴木　一男君	企画財政部長 兼まちづくり 推進課長	野村　　勇君
保健福祉部長	相田　敏美君	産業建設部長	生井　俊一君
総務課長	中久喜　勉君	消防交通課長	宮本　克典君
税務課長	鈴木　　衛君	財務課長	中村　　弘君
福祉課長兼 健康増進課長	宮本　正美君	国保年金課長	塚原　勝美君
産業振興課長	渡辺　孝志君	都市建設課長	木村　和則君
農業委員会 事務局長	高野　　実君	教育次長兼 学校教育課長	鈴木　　忠君
給食センター 所長	青木　一樹君	総務課 参事	生井　好雄君
財務課主査	安江　　薫君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉　松男		補　　佐	小林　由実	
主　　幹	田神　宏道				

議長（大久保　武君）　引き続きご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議　事　日　程　（第３号）

平成29年６月15日（木）午前９時開議

日程第１　通告による一般質問
日程第２　議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）
日程第３　議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第４　請願第１号　農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
（常任委員長報告、審議、採決）
日程第５　議　第１号　農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について
日程第６　請願第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願
（常任委員長報告、審議、採決）
日程第７　議　第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について
日程第８　請願第３号　「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書」を提出する請願書
（常任委員長報告、審議、採決）

日程第９　議　第３号　運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書の提出について

日程第10　閉会中の継続調査の件

閉　　会

議長（大久保　武君）　傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第１項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第９条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第１　一般質問

議長（大久保　武君）　日程第１、通告による一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、４番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

４番、廣瀬賢一議員。

（４番　廣瀬賢一君登壇）

４番（廣瀬賢一君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、学校におけるいじめの現状についてお伺いいたします。いじめの防止は、既に学校、教員がみずから問題として切実に受けとめて、徹底して取り組むべき重要な課題であります。いじめについては、どのような子どもも、どの学校にも起き得るものであることを十分認識し、適正に対応する必要があります。いじめの現状につい

て、また学校における取り組み、教育委員会における取り組みなど、どのような現状になっているかお伺いいたします。昨日の茨城新聞に載っておりましたけれども、ＳＮＳのケースについてなんかも新聞に取り上げられている現状であります。そういうことも十分にご理解をお願いいたします。

次に、八千代町一中体育館の外壁についてでありますが、いつになったら修繕されるかお伺いいたします。前にも質問したと思いますけれども、実際に校舎が新築されてきれいなところでありまして、特に正門のほうから入っていきますと、特に目立つような感じでありますので、あそこだけの部分でもどのようなものかと思って、考えております。何か、体育館も雨漏りがかなりひどいような話を聞いておりますけれども、そういうこともあると思いますけれども、何か予算の都合で、特に今年度は東中のほうが一応重点であるような話を聞いておりますけれども、特に、ただ、一部の外壁のところも修繕をお願いいたします。

２点目として、町民バス、福祉バスの更新についてはどのように考えているかお伺いいたします。町民バス、既に20年経過、十数万キロ、福祉バスについてももう少しで20年になろうとしております。このような現状の中で、それぞれの更新の必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。特に一昨年あたり、副区長さんあたりの研修旅行で福祉バスあたりがとまったような話を聞いておりますので、そういうところも更新の必要が特にあるのではないかと思いますので、以上、答弁をよろしくお願いして、終わりにしたいと思います。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　議席番号４番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えいたします。私からは、八千代一中の外壁について答弁させていただきます。

議員ご質問の八千代一中の体育館につきましては、昨年12月定例会において答弁させていただきましたが、昭和43年３月に建設されたもので、老朽化によりまして外壁及び屋根などの劣化が進み、改修が必要な状況となってございます。また、平成26年度に行われました旧校舎の解体工事に伴いまして、旧校舎と体育館をつなぐ渡り廊下が撤去されたことから、議員ご指摘のとおり、渡り廊下に通じるドアが体育館の壁面に露出している状態のままとなってございます。

改修工事につきましては、足場等の仮設の問題もありまして、効率的な施工を考慮し、屋根及び壁面改修工事として一体的な実施を計画してございます。工事費もかさむことから、実施計画事業に計上し、早期事業実施に向け取り組んでおりますが、今年度当初予算においては、東中学校の外構工事と重なり、財源確保が難しく、計上には至っておりません。一部、議員ご指摘のとおり、雨漏り等の問題もあることから、早期事業実施を望んでいるところです。来年度当初予算への計上、事業実施ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　保健福祉部長。

（保健福祉部長　相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君）　議席番号４番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えいたします。

町民バス、福祉バスの更新についてでございますが、本町における町バスの運行につきましては、八千代町バス管理運行に関する規程に基づき、町民のコミュニティー活動、福祉の増進、社会体育の振興、青少年の健全育成を目的としまして、公的な団体の研修、視察のために使用しております。

バスの使用期間につきましては、町民バスは初年度登録が平成７年８月で、登録から21年が経過しております。走行距離は、５月末現在で70万8,000キロメートルであります。また、福祉バスは初年度登録が平成12年１月で、登録から17年が経過しております。走行距離は、５月末現在で59万2,000キロメートルであります。両バスともに、毎年１回の車検のほか、年３回の定期検査を行い、整備に努めておりますが、故障等のトラブルが出ております。修理費用につきましても、毎年70万円前後になっております。今後、バスを継続的に運用するためには、更新についても検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　教育長。

（教育長　赤松　治君登壇）

教育長（赤松　治君）　議席番号４番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えします。

まず最初に、学校の現在の状況ということで説明をさせていただきます。昨日もち

ょっとお話をさせていただきましたが、町内各小中学校、７校の学校訪問を実施いたしました。それぞれの学校とも、教職員が一体となり、児童生徒との人間関係を基盤として、学校教育目標の具現化を目指し、充実した教育活動に取り組んでおります。

学力の向上については、学習習慣の徹底を図りながら、自分の力で勉強できる児童生徒の育成、学習の自立に取り組んでいます。例えば先生が教室の前に立ったら話を聞く態勢になるとか、ノートのとり方や授業に取り組む姿勢をきちんと指導して、日々机に向かわせるなどです。

また、始業前に朝の読書の時間を設定しています。この時間には、児童生徒全員が読書に取り組む姿を見ると感動いたします。誰も出歩かない、誰も話をしない、担任も一緒に本を読むといった様子が見られます。

豊かな心、これはいじめ防止にも大きく影響する教育活動の一つです。特に自問清掃等では、膝をついて雑巾で床を磨く、遊んでいたり、話したりする子はいません。こういったことも通して、子どもたち一人一人が豊かな心を育む活動を展開しています。

また、体力の向上という面では、体育の授業はもちろん、少年団活動、中学校の部活動、スポーツを通して、体力、技術の向上のみならず、心を鍛え、人間を磨くということで、人間関係の構築ときずなづくりや思いやりの心を育んでおります。

私たちの務めは、子どもたちが未来に立ち向かえるよう、全人的な教育を実践することと思っています。子どもたちは、未来を生きています。私たちの仕事は、子どもたちが未来をつくるための手助けをすることです。立派な社会人として生きていくための基礎となる力を身につけ、社会へ送り出すことが責務であると考えております。

議員ご質問のいじめ問題の現状についてですが、平成28年10月に茨城県のいじめ状況というのが示されました。県でのいじめの認知件数、これは小学校が4,853件、中学校では2,064件、合計で6,917件です。

八千代町での平成28年度、昨年度３学期における同じような調査では、いじめの認知件数が小学校で44件、中学校が18件、合計62件でした。全て解消されてはいますが、その後の様子を観察するという意味で継続して支援しているものもあります。

いじめの内容についてですが、冷やかしやからかい、悪口、それから仲間外れ、嫌なことをされるというような内容でした。また、いじめを認知したきっかけは、アンケート調査、学級担任等職員の発見、本人からの訴えがほとんどで、早期に本人、保

護者を含めた対応、それからスクールカウンセラーが県の事業として配置されていますが、スクールカウンセラー等を活用した相談を実施し、現在は全てが解消されている現状です。

当町のいじめ問題の対策としては、町内全ての学校において学校いじめ防止基本方針というのを作成しております。いじめ問題対策連絡協議会を設置して取り組んでいるところであります。議員さんのご指摘にあるとおり、いじめは、いつ、どこでも起こり得るという危機意識を常に持って、学校、家庭の協力を進めながらいじめ防止に取り組んでおります。町独自の児童生徒のいじめ調査を毎学期ごとに実施し、各学校でも生活アンケートで調査を行い、いじめの早期の発見、早期の対応に努めています。また、授業の中でも、道徳、学級活動を通して児童生徒のいじめをなくしていく取り組み、併せて子どもたちの自発的な活動として、いじめに関する集会、いじめ撲滅標語の作成等を行い、いじめの未然防止に向けた取り組みを学校全体として強化しております。万が一、重大な事態等が判明した場合には、学校、教職員の対応の仕方、事実関係等を詳細に調査し、把握した上で迅速に対応していきたいというふうに考えております。

次に、不登校について少し話をさせていただきます。町内における不登校関係で、30日以上の欠席者が昨年は６名おりました。今年度に入って、現在は10日以上の欠席者が２名となっています。

不登校関係の対策としては、毎月各学校から児童生徒に対する援助指導報告書というものを受け、学期ごとに生徒指導連絡協議会を開いて、全ての学校が集まり、情報を共有し、指導改善を図っています。また、町の福祉保健課における要保護児童対策地域協議会実務者会議、ここにおいて、主任児童員、保健師、学校、児童相談所、保健所等、多くの関係機関と連携し、対応を図っています。その他、先ほど申し上げました県派遣のスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者とのカウンセリング等による改善にも努めております。

さきに述べました学校教育の中でも触れましたが、今後道徳が教科化されます。学校生活全ての活動の中での道徳教育を重視するとともに、学校、地域、関係機関との連携を密にして、早期の対応に努めていきたいというふうに思います。

議員ご指摘のＳＮＳ等、スマホ、メール等によるいじめ、これは大きな問題と今なっています。まさに、メール等による、情報機器による、そこが発端となったいじめ

は非常に拡大するおそれがあります。早期に発見をし、早期に対応する、これが大事なことかというふうに思います。

最後に、いじめや不登校のない、ぬくもりある集団づくりを目指し、より豊かな心を育成する学校をつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　議席番号４番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えします。

町民バス、福祉バスの更新についてでございますが、町バスの現況につきましては、ただいま担当部長が説明したとおりであります。

町バスの更新につきましては、今後、地元企業の振興と併せて、新規購入の方向で検討を進めたいと考えております。議員の皆様には、何とぞご理解いただくよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保　武君）　再質問はありますか。

４番、廣瀬賢一議員。

（４番　廣瀬賢一君登壇）

４番（廣瀬賢一君）　ただいま、学校の教育問題ですか、について、教育次長と、そしてまた教育長の話を聞いておりまして、特に昔ですと、いじめというのは暴力みたいないじめが多かったと思うのですけれども、最近は本当に、言葉ですか、嫌がらせとか、そういうようなことが特にあるのではないかと思うのです。先ほど聞かれましたけれども、平成28年度で小学生が44名、中学生が18名と聞いておりまして、62件ですか、そういうのを聞いておりまして、あと、ちょっと教育長さんに聞きたいのが、30日以上不登校というのも６人と、あと今年に入って２名ですか、これは小学校か、中学校あたりのやつを、どっちなのか、ちょっと参考に聞きたいと思います。

そしてまた、２番の町民、福祉バスですか、先ほど言われましたように、更新の予定があるようなことを聞いておりますけれども、いろいろ考えておりますと、最近、研修する場所に応じて、大型バスだと入れないような話を聞いておりますので、福祉バスあたりの更新の、大きさあたりにしていただければなと、要望したいと思います。

以上であります。

議長（大久保　武君）　教育長。

（教育長　赤松　治君登壇）

教育長（赤松　治君）　議席４番、廣瀬賢一議員の再質問にお答えいたします。

いじめの認知件数ということで、小学校44件、中学校18件、合計62件ということでお話をさせていただきました。認知件数ということで、これにつきましては、やはり先生方が子どもたちの様子を常に見ているという、その中での発見、もちろん子どもたちからはアンケートによる訴え等もあります。できるだけ小さなことも見逃さずに、いじめの早期発見ということで、認知された件数ということです。

それから、不登校生徒について、今年度２名、中学生２名です。対応といたしましては、担任の家庭訪問はもちろんなのですが、生徒指導主事による相談、それから今は県のスクールソーシャルワーカーという制度があります。カウンセラーとはまた別で、この方が家庭訪問をしてくださいまして、子どもたちの心を上手に捉えながらカウンセリングをしていただいています。また、町の施設であります適応指導教室けやきの家のほうも活用しながら、不登校生徒を少しでも減らす、ゼロにすることを目標に今取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　再々質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　以上で４番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番　小島由久君登壇）

11番（小島由久君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

１つとして、関係課職員について質問いたします。３月の議会で、検討委員会において執行部より３カ所の建設候補地が提案されましたが、この選定に町長はかかわっていたのかという私の質問に対し、町長は検討委員会に諮問をした立場ですので、指示は一切ありません、関係課職員による調整を重ね、提案したと給食センター所長の

答弁である。これでは、町長は給食センター建設候補地３カ所については一切知らないということになる。10億円以上かかる給食センター建設候補地３カ所を、町長の承認､指示がなければ､検討委員会に提案することは私はあり得ないと思っております。

そこで､お尋ねいたします｡関係課職員とはどういう職員を指しているのか｡また､関係課職員は何人で検討し､選定をしたのか｡教育長､次長兼課長の答弁を求めます。

２つとして、町長と執行部の対応について質問いたします。関係課職員の中には４月１日より部長に就任した５名の方も含まれていると思いますが、給食センター建設費10億円以上かかるという、大きな金額の候補地を、３カ所を検討し、決定した段階で関係課職員は町長に報告をしなかったのか。特に秘書公室長は、町長の秘書として報告すべきである。また、関係課職員が独断で検討委員会に提案したことは余りにも町長をないがしろにしていると思う。町長も町長である。100万円、200万円の予算であればいざ知らず、10億円以上かかるという給食センター建設工事について、関係課職員に任せ、諮問した立場なので、指示は一切していません、知りませんで済む問題ではない。なぜなら、最終的には、町長、あなたが選び、あなたが決定する案件である。検討委員から答申を預かるまで一切知りませんでは、八千代町の行政を預かるトップの長として余りにも無責任であると思いますが、町長の答弁を求めます。

３つとして、秘書公室長の任務について質問いたします。八千代町行政組織設置条例の中で、秘書公室とは、秘書及び町政の施策、審議にかかわることを含め、９つの項目が挙げられています。余計なことは報告しなくてもよいが、行政にかかわる問題等に対しては随時町長に報告すべきである。給食センター、10億円以上かかる大きな事業の候補地について、町長は、さきに申したように、答申を預かるまで知らないなんて、これでは秘書公室長としての任務を果たしていない。

秘書公室長を初め部長、課長は、執行部として八千代町のため、町長とともに責任を持って行政運営に努めなければならない。そのためには、町長と話し合い、意見の交換をし、よいところはよい、悪いところは悪い、直すところは直させるのが執行部の職務である。しかし、町長は言い出したらなかなか後に引かない頑固なところがある。その頑固な町長をリードするのは執行部である。町長の下で働く執行部は、リードすることは大変難しいことである。その難しい理由とは、頑固で意地っ張りで、人の話をよく聞かないところがあり、自分の思うことを通そうとするところがある。町長を反省させ、言い含め、直させ、クリアをしなければ、八千代町の行政運営はでき

ない。町長もしかり、同じである。執行部の話を聞き、意見を取り入れて、町長と執行部が一体となって行政運営に努めるのが町長の責務である。それをさせるのは、秘書公室長、あなたの任務である。町長とあなたは密接に連絡をとり、連携をして、町長の秘書として努めるべきである。秘書公室長の職務とは、任務とは何ぞや、秘書公室長の答弁を求めます。

４つ目として、人との対応について質問いたします。私の大の友人は、私が議員になったときから、私に対し、町民の声を伝えてくれたり、意見、アドバイス、嫌みなどずけずけと今でも言ってくれています。そのおかげで、私は、人と人との対話、対応について勉強をさせていただきました。今でも、２人で飲み会をしながら話し合いをしている大事な友人である。

町長と私は、青年会のころからのつき合いである。町長と議員という立場ではあるが、私が先輩ということで、私が友人に言われたように、意見、アドバイス、嫌み、よいことも言いましたが、先輩の声として、町長は愚痴も言わず、よく聞き、直すところは直してくれました。意見やアドバイスをしてくれる人、愚痴も聞いてくれる人、信用して話し合いのできる人を大切にしていただきたい。また、町長によく肝に銘じてもらいたいのですが、１人ではよい行政運営はできないことを肝に銘じていただきたい。

そこで、５人の部長に対して私の思いを伝えておきたい。人事案件は町長の指名、任命によって昇格されますが、初めての部長制度であり、部長制度を執行する場合は、町長が議会に提案し、議会で検討され、議会の承認を得て部長に就任できるのである。町長が指名しても、議会が承認しなければ部長に就任できないことを忘れてはならない。八千代町の職員は４月１日現在179名、部長５名が抜けても174名の代表である。職員の代表として、５人が一致した決断をして、町長と対等に話し合うことが部長としての務めである。町長という立場を笠に着て、俺の言うことを聞けないのかとどなったり、怒ったりして、町長の思いどおりの八千代町の行政運営では絶対にあってはならないことを５人の部長に伝えておく。

町長が４期目の当選をした12月の議長選に、同志の中から２人の方が立候補を表明し、互いに譲らず、同志が半分に分かれてしまい、それ以来、町長に言いたいことも言えなくなりました。執行部の方も言いたいことはあると思う。町長は頑固で、言い出したら後に引かないところがある。町長の下で働く職員であり、町長に逆らって、

どなられたり、怒られたりする、何を言われるかわからないということであれば、言いたくてもなかなか言えないのではないのか。部長、課長は、職員の代表として八千代町の行政を担う役職である。町長は、執行部の声を聞き、取り入れていかなければ、町長の思いのままの、独断の行政運営になってしまう。

私は、皆さんも同じですが、選挙で多くの町民の方の支持をいただき、当選させていただいた議員だから、町民の代表として、町長に憎まれようが、嫌われようが、町長に八千代町のよい行政運営をしていただくために、町民の声、私の行政に対する熱い思いをこのように一般質問で町長に訴えているのである。

また、議会だよりに、各議員の一般質問が載っています。各議員も、八千代町をよくする思いで質問していると思います。質問には、町長、あなたを褒める質問はありません。町長を初め執行部の襟を正すための質問である。各議員が一般質問でどのようなことを質問して聞いているのか、また町長自身がどのように答弁をしたのか、当然、見て、読んでいると思いますが、もしも読んでいないとしたら、議員の質問に対して関心がないということになる。これでは、よい行政運営はできない。

そこで、町長にお尋ねいたします。町長は、議会と執行部は両輪のごとしとよくおっしゃいますが、町長はその言葉を忘れてしまっているのではないのか、余りにも議会を軽視し過ぎである。これからは、議会を尊重し、執行部の意見を聞き、人と人との対応を重視しながら行政運営を進めていただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

５つとして、検討委員会の答申について質問いたします。検討委員会は、３回の検討委員会のほか、豊里、桜川市の２カ所の給食センター施設の視察、３カ所の候補地の現地調査などを含め、５回にわたって慎重に検討を重ね、最終的には検討委員会としては、図書館北側公園と中結城小学校わんぱく広場の２カ所を町長に答申することに決まり、委員長と副委員長が検討委員会を代表して、３月２日、町長に答申書を提出したときの町長の対応は余りにもそっけない対応であることを、３月議会の中で中山議員の一般質問を聞いて初めて知りました。町長は、答申書を受け取ったときに、町長、あなたが諮問した検討委員会の代表に対して、検討していただいた感謝の気持ち、ご苦労さま、ありがとうぐらいの言葉をかけるのが常識である。その常識の言葉をかけるどころか、土地は幾らでも安く買えるという言葉は、余りにも検討委員会に対して愚弄した失礼な言葉である。委員長が怒るのももっともである。町長、あなた

は、職員を指導する立場の町長が、検討委員会代表に対して感謝の礼の言葉をかけることもできないのか。情けない町長である。

そこで、町長にお尋ねいたします。検討委員会に対しての対応の言葉に対して、町長、あなたは反省しているのか。町長の答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

学校給食センター建設検討委員会では、設置要綱第３条で委員について規定しており、第２項第５号で町職員とあります。本規定により、秘書課長、総務課長、企画財政課長及び学校教育課長が委嘱されたわけでございます。

議員がお尋ねの関係課職員につきましては、この委員である課長に事務局の給食センター所長を加えた５名ということでございます。この５名につきましては、建設検討委員という立場で協議、検討を行ったわけでございます。検討委員会から示されました敷地条件の大前提であります町有地からの選定ということから、町が所有する土地につきまして、法的な条件、面積、周辺環境等について、あらゆる可能性や選定除外となる根拠などを整理し、委員会での検討資料として活用していただいたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大久保　武君）　秘書公室長。

（秘書公室長兼秘書課長　谷中　聰君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（谷中　聰君）　議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

秘書公室長の任務につきましては、八千代町行政組織規則第５条にありますように、公室長の基本的な職務といたしまして「町長又は副町長の命を受け、所管業務を統括し、所属職員を指揮監督する。」また「政策形成及び総合調整について、町長及び副町長を補佐し、必要があるときは、これを代理する。」とあります。また、このほかにも、議員ご指摘のとおりさまざまな任務がございます。

給食センター整備に関する報告などにつきまして、私が町長に連絡すべき事項につ

いての報告は逐一しております。小島議員のご指摘のとおり、町長と常に連絡を密にとり合いながら、さまざまな情報を伝えるということは大変重要な職務であると認識しております。今後ともより一層、精励してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、町長と執行部の対応でございますが、私は、敷地の選定を含む給食センター建設について検討委員会に諮問し、答申をいただきました。その間については、検討委員会に諮問した立場でありますので、検討委員会の審議に影響を与えたり、混乱を招かないようにとの思いから、一切指示を出さなかったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

人との対応についてですが、これからの行政運営については、小島議員同様に、政治家として一番大切なことは、さまざまな方の意見や要望に耳を傾けることでありますと私も常に思っております。私も町議会議員を３期務めましたが、議員のときにも、町長になった現在でも、その思いは全く変わっておりません。議会での一般質問を初め、さまざまな会合等でも貴重な意見、時には強いご指導をいただくことも多くございますが、これも政治家の大切な務めであると思っております。小島議員は私の２つ上の先輩であり、若いころからいろいろとご指導いただきましたが、引き続き、八千代町をよくするために、対話と協調のまちづくりを基本に、これからも一層、町民の皆様や議会の皆様とも協力して頑張っていきたいと思っております。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、学校給食センター建設検討委員会を代表して、中山検討委員長及び湯本副委員長からの答申をいただきましての対応についてですが、８カ月もの長きにわたり検討をいただいてきましたご苦労をねぎらい、検討委員会でまとめていただいた答申書をしっかりと受け取ったつもりでございます。行政の長としての責任を持って、事業を遂行することを表明するとともに感謝を申し上げたつもりでございますが、言葉が足らず、謝意が感じられなかったということについては真摯に受けとめ、今後はきちんと誠意が伝わるよう心がけ、誤解のないようにしてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（大久保　武君）　再質問はありますか。

11番、小島由久議員。

（11番　小島由久君登壇）

11番（小島由久君）　ただいま議長から指名をいただきましたので、再質問をいたします。

再質問というよりは、今の答弁に対して、ぜひそのとおり実行していただきたい。

ただ、教育次長の答弁では、今の部長４名、検討委員になられた秘書課長、総務課長、企画財政課長、これが、この４名にプラス、青木センター長を含めて５名ということでございますが。私は、町長は、いろいろな問題が生じたときには申しわけないから、一応タッチはしていないというような話でありますが、私の言っているのは、10億円以上の金額、その候補地を町長が知らないということは、私としては納得がいかないのです。学校建設２カ所にしても、そういう方々は、検討して建設工事をしたのか、それは絶対あり得ないのです。町長も内容を知らなくては、執行部は動けないのよ。それだけは、理屈であって、やはり肝に銘じて、何事も町長は机の上で判こを押すのだ、判こを押すということは承認しているということだ。だから、そういうことを含めた中で、大きな事業のことをタッチしていないようなことを答弁では、私は逆に、どういう場所が決まったのかと、そのくらいの強い意志でなければよい建設はできない、任せてあるからいいやではだめなのです。

そういうことで、これからも八千代町のために、私のきょうの一般質問は、今現在、町長の行政運営に対して、納得のいくような進め方をしていないので、あえて強く言いました。今回の給食センターの候補地、これも３カ所がだめだと。これは、８日に全員協議会で内容を説明、承認をしてくださいぐらいの話であります。これは、私も細かい点については９月に改めて質問いたしますが、そういうことで、町長は、事業に対しては何事も把握をしておかなければならない立場であるということを肝に銘じておきたい。

また、今回部長に昇任された５名は、職員の代表として、町長と対等に話し合って、だめなものはだめだとはっきり言って、訂正をさせて議会に提出させるよう改めてお願いを申し上げまして、再質問というか、要望みたいなことでございますが、よろしくお願いいたしまして、終わりといたします。

議長（大久保　武君）　小島議員、要望ですか。

（「要望」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前１０時０１分）

議長（大久保　武君）　休憩前に戻り、会議を再開します。

（午前１０時１７分）

議長（大久保　武君）　次に、５番、大久保弘子議員の質問を許します。

５番、大久保弘子議員。

（５番　大久保弘子君登壇）

５番（大久保弘子君）　ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

私は今回、２項目について一般質問をさせていただきます。１つ目は、非核平和都市宣言についてです。間もなく戦後72年を迎えようとしています。1945年８月６日と９日に米軍が投下した２発の原子爆弾は、一瞬にして広島、長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。まさに生き地獄そのものだったと体験者が語っています。戦後70年が過ぎた今でも、多くの方が後遺障害にさいなまれ、子や孫への不安の中過ごしておられます。

1956年８月に日本原水爆被害者団体協議会が結成され、国内外に向けて再び被爆者をつくるなと運動が広げられました。しかし、核兵器を脅迫に使ったり、新たな核兵器を開発する動きもあります。現存する１万数千発の核兵器の破壊力は、広島、長崎の２発の原爆の数万倍にも及ぶということです。核兵器は、人類はもとより、地球上に存在する全ての生命を絶ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にしてしまうと言われる兵器です。

今年３月に、核兵器禁止条約を交渉する第１会期の国際会議が行われました。本日、６月15日からニューヨークの国連本部で第２会期の国際会議が始まりました。５月22日にそれに向けての草案が公表されましたが、その前文に、被爆者の一貫した核兵器廃絶の訴え、日本と世界の反核平和運動の願いを正面から受けとめた条約草案が起

草されました。昨年４月から行われてきた核兵器廃絶ヒバクシャ国際署名が国内外から296万筆以上も集められ、国際会議に提出されます。このうち、日本の自治体首長658人と11県の知事も署名していると新聞で報道がありました。

このような情勢の中、国内の多くの自治体、また県内でもほとんどの自治体で非核平和都市宣言がされ、垂れ幕や看板の設置がされています。当町では、昭和60年に議会で宣言に関する決議がされているにもかかわらず、待つとして、宣言がされないまま現在に至っています。これまで数回の私の質問に対し、町長は、世界の平和と安全は全人類の願いである､検討していくと答弁されております｡今回の国際会議を機に、当町でもぜひ宣言と垂れ幕あるいは看板の設置を求めるものですが、いかがでしょうか、町長のご答弁を求めます。

２番目に、国民健康保険の都道府県単位化について質問をさせていただきます。社会保障の仕組みである公的医療保険では、国庫負担の投入で財政安定化と負担軽減を図ることが原則とされています。ところが、国は1984年の国保法改悪以来、それまで50％の国庫負担を後退させ続け、現在その補助率は半分に減っています。国は、加入者の貧困化の中でも見直そうとしませんでした。住民の命と健康を守るはずの公的医療保険が、過重な保険料負担で住民、被保険者を苦しめ、保険証の取り上げや差し押さえで貧困に追い打ちをかけるという異常事態が拡大してきました。現在、短期保険証、資格証明書は合わせて全国で120万世帯に上っています。

来年度、2018年度から都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みが導入されます｡都道府県化で､さらに国民負担拡大が予想されます。私ども日本共産党は、国保の都道府県化に反対してきました。都道府県単位化で町民の負担がどうなるのか、５つの項目に分けて質問をいたします。

１つ目は、医療費水準、被保険者の所得水準、被保険者数を指標に県が決めた標準保険料の納付金は100％完納が義務づけられるということですが､県の国保制度移行準備委員会の４月から５月にかけてありました２回目の試算によりますと、当町の納付額は12億3,600万円となっており、町の平成27年度の収入済額は８億8,240万円になっております。３億5,360万円不足になります。あくまで試算ですが、極端に変わるということはないと予想されます。不足分の３億5,360万円はどうするのか､納付猶予や減額が認められるのかお聞きをいたします。県は、100％完納を義務づけております。

２つ目に、県が示す標準保険料率は納付金と同時に公表されることになっておりま

す。自治体が参考にして保険料率を決めることになります。これには一般会計からの繰り入れは反映されないということですが、いかがでしょうか。これまで国保会計は、赤字補填のため一般会計からの法定外繰り入れを行ってきました。平成28年度の当町の一般会計からの法定外繰り入れは２億6,000万円となっております。県は、廃止、縮小の方向ですが、赤字分の穴埋めはどうなるのかお聞きをいたします。

３番目に、納付金の負担額と同時に県の標準保険料率が提示されますが、それを参考に市町村の保険税率を決めることを要求されます。現在、当町では４方式、所得割、資産割、均等割、世帯割で保険料、保険税の賦課が行われていますが、茨城県の標準保険料率の算定方式は２方式になっています。算定方式は現行とどう変わり、町民の保険税への影響はどうなるのかお聞きをいたします。

４番目に、町では独自の医療費減免制度を行っています。県の運営に変わることでどういう影響があるのか、どうなるのか、独自減免は継続すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

５番目に、当町の１人当たりの所得は平成26年度で73万2,927円、１人当たりの国保税が９万2,332円になっており、所得の約12.6％に及びます。高過ぎて払い切れない、これが多くの町民の皆さんの声です。平成28年度の滞納世帯は183世帯、繰り越し分を含めると927世帯ということです。昨日、湯本議員さんからもありました。国や県からは一般会計からの繰り入れ解消を求められますが、平成28年度の国保会計への一般会計法定外繰り入れは約２億6,000万円になっており、繰り入れ削減と貸し付けで町の国保行政を賄えば、当然、町民に大きな負担がかかってきます。

新制度の導入後の国保会計への繰り入れは自治体でご判断いただくというのが、2015年４月の厚労省の国会での答弁です。一般会計からの繰り入れを継続すると同時に、国から投入される保険者支援金、年3,400億円、町では単純に計算すれば約6,500万円から7,000万円くらいですが、住民に役立つ部分、低所得者対策や子どもの被保険者が多い自治体への支援に使用できると国は言っていますので、それらを活用し、負担軽減を図っていくべきです。5,000万円あれば、１人5,000円の引き下げが可能です。４人家族を想定すれば、２万円ということになります。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきたいと思います。

議長（大久保　武君）　保健福祉部長。

（保健福祉部長　相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君）　議席番号５番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

国保の都道府県単位化について、県への納付金についてでございますが、議員ご承知のとおり、平成27年５月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、市町村国保の制度が改革されることになり、平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより国保制度の安定化を図ることとされました。

改革後の国保運営のあり方について、県と町のそれぞれの役割がありますが、財政運営につきましては、町は、県が定めた納付金を納めるため、県に示されました標準保険料率を参考にして、条例において国保の保険税率を決定し、賦課徴収を行うことになります。国保事業費納付金、標準保険料率算定方法の検討につきましては、県が設置いたします国保制度移行準備委員会において審議いたします。この間、必要に応じて市町村と協議、調整をして、７月ごろに本県の納付金等の算定方法を決定する予定となっております。

標準保険料率の提示時期につきましては、平成29年10月下旬に仮係数による標準保険料率の推計値が市町村に、平成30年１月上旬ごろに確定係数による標準保険料率が市町村に通知される予定となっていますので、町は県から示された標準保険料率を参考に平成30年度の保険税率を検討することになります。国保事業費納付金の提示時期につきましては、平成29年11月中旬に仮係数による国保事業費納付金額の推計値が市町村に、平成30年１月下旬に確定係数による国保事業費納付金額が市町村に通知される予定となっております。町は、県から示された国保事業費納付金額を踏まえて当初予算を編成することになります。国保事業費納付金額が決定するのは平成30年１月下旬になる予定となっておりますので、詳しい内容はそのときまで、ある程度、概数ということになってまいりますので、ご了承いただきたいと思います。

その場合､不足の納付の猶予が認められるのかどうかというご質問でございますが、それも予算の編成と併せまして、今後の委員会の内容等を踏まえながら準備してまいりたいというふうに現在考えております。

次に、一般会計からの法定外繰り入れの解消について町の考えはでございます。決

算認定の承認を受けておりませんが、実績により申し上げます。県に納める国保事業費納付金によりますが、平成28年度の国保税の収納額は約８億7,000万円となっておりますので、不足することが予想されます。平成28年度における一般会計からの法定外繰入金は約２億6,500万円となっておりますので、仮にこの金額が不足するとした場合で、全額国保特別会計から国保事業費納付金額を支出すると、保険税率改正により税率は大幅増になると考えられます。特別会計は独立採算制が原則となっておりますが、被保険者の負担を考慮した場合、一気に保険税率を改正すると保険税の負担が大きくなると考えられますので、時間をかけながら、徐々に、段階的に保険税率を改正させていただいて、一般会計からの法定外繰入金をなくすようにしていきたいと考えております。また、併せまして、病気の早期発見や予防のための特定健診や人間ドック検診などを推進しまして、医療費の抑制を図っていきたいと考えております。

次に、賦課方式についてでございますけれども、賦課方式について、現行とどう変わるのかでございますが、本町の国保税の賦課方式は４方式、所得割、資産割、均等割、平等割でございます。県内の状況を見てみますと、平成28年４月１日現在、４方式が26市町村、３方式は18市町村でございます。将来、県内において保険料負担の平準化が進められ、３方式、２方式に統一されていくものと考えておりますが、本町においては現在の４方式で賦課をしてまいりたいと思っております。しかし、保険料負担の平準化を見据えた場合、既に３方式に移行した市町村を見てみますと、資産割の割合を減らしながら賦課していったという経緯がございますので、本町といたしましても、資産割の割合を減らしながら賦課をしていき、将来資産割を廃止していくような、そのような形で進めたいと思っております。

次に、医療費減免など独自減免制度はどうなるかでございますが、今回の国保制度改革では、市町村の役割として、地域住民との身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施するとされておりまして、市町村が実施する事務は従来とほとんど変わりません。したがいまして、市町村が実施している減免制度はそのまま継続されることとなります。本町が実施している減免制度は、八千代町国民健康保険規則第34条及び八千代町国民健康保険一部負担金の減免等実施要綱に規定されておりまして、震災、風水害、火災等により死亡または身体障害者になったとき、干ばつ、冷害等による農作物の不作等により収入が著しく減少したとき、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等

に減免の対象となってまいります。

次に、公費負担の活用、一般会計からの繰り入れで保険料、税の引き下げをでございますが、平成27年度に保険者支援制度拡充分としまして約1,700億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られました。このとき、７割軽減、５割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率が引き上げられ、また２割軽減の対象者についても財政支援の対象とすることに改正されました。軽減対象者の増減がありますので、単純な比較となってしまいますが、平成26年度に保険者支援制度拡充分として約2,000万円が繰り入れられておりますので、平成27年度は保険者支援制度拡充分として約5,200万円が繰り入れとなっており、約3,200万円の増になります。平成28年度は、保険者支援制度拡充分として約5,500万円が繰り入れとなっており、約3,500万円の増となります。この公費の投入は、国保特有の低所得者対策の拡充であり、一般会計から法定外繰入金に頼らざるを得ない市町村保険者に対する財政支援が目的とされております。また、平成28年度の一般会計からの法定外繰入金は約２億6,500万円となりますので、国民健康保険税の引き下げにつきましては困難なものと考えております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　議席番号５番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、非核平和都市宣言の看板の設置については、平成22年第２回定例会と平成27年第２回定例会の大久保弘子議員の一般質問でも答弁しております。

ご承知のとおり、非核平和都市宣言については、町議会では昭和60年に決議しましたが、町の統計資料内「八千代町のあゆみ」や議会の会議録等の資料を確認しても、残念ながら町として宣言した形跡は見られませんでした。町長も、当時の宮本町長から大久保敏夫町長、そして私と交代していることや、議会の決議についても30年以上前に決議されたものであることと、当時の議員もほとんど交代している現在では難しい要因の一つではないかと思っております。今後、町が非核平和宣言をする際には、例えば住民や現在の町議会からの多くの声など、大きなきっかけが必要ではないかと考えております。なお、看板を設置する場合には、まず町として正式に宣言すること

が必要ではないかと考えております。

次に、国保の都道府県単位化についてですが、公費負担の活用、一般会計からの繰り入れで保険料の引き下げをでございますが、本来、国保財政の財源が不足した場合は国保税の引き上げによって対応すべきであります。しかし、国保に加入している被保険者は、社会的弱者と言われる高齢者の方や、定年等により会社を退職し、収入の少なくなった方が多く加入している現状でございます。このような被保険者の方々の経済的負担の軽減のため、町からも法定外繰り入れを行い、財政援助しているところでございますが、この法定外繰入金は毎年ふえ続けており、厳しい町財政の中で大きな負担となっております。このため、国の保険者支援制度拡充分及び一般会計を活用しての国保税の引き下げについては困難であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保　武君）　再質問はありますか。

５番、大久保弘子議員。

（５番　大久保弘子君登壇）

５番（大久保弘子君）　議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま町長より、非核平和都市宣言について答弁をいただきました。町民の多くの声と議会からの声が必要だとおっしゃっておりました。もちろんそうですが、町民の皆さんは、もうこれは十分に核兵器の恐ろしさは承知していると思います。町長の決意次第ではないかと思いますが、いかがでしょうか。先日、つくばすこやか給食センターにお邪魔したときに、豊里の支所では、しっかりと入り口のところに看板が立てられておりました。茨城県内では、ほとんどの自治体が掲げてあります。八千代でただ１つ残っている、ただ１つといいますか、残っているというのはちょっと恥ずかしいことではないでしょうか。意識が、町長の認識が疑われてしまうと思います。

次に、国保の都道府県単位化についてです。この都道府県単位化によって、県が運営の主体になるわけですけれども、さまざまな問題があります。これによって、来年の４月からもう始まることですけれども、2014年に決定され、2015年から準備されてきております。自治体にも大きな負担がかかってくると、職員の方もおっしゃっております。どういった部分に負担が及ぶのか、お答えをいただきたいと思います。

さらに、納付金についてですけれども、納付金は県が決めて、自治体に納めるよう

に求めるものですけれども、その納付金は猶予がないと聞いております。100％完納するように県のほうから求められると思います。そういった場合に、これまでは、保険の、国保の赤字は一般会計から繰り入れて補ってまいりました。しかし、完納しなければならないから、しかも一般会計からは繰り入れを削減しようと言っているわけですから、完納するために赤字部分をどういうふうにしていくのか、そしてこの納付金については貸し付けをすると国のほうでは県のほうに指導があって、県のほうは、足りない部分は貸し付けをするから、返済をせよと、それは３年以内にしなさいと、そういう方向に今なっております。ですから、当然、保険税、保険料は大幅な値上げになることが予想され、徴収強化もされるのは必至ではないかと思われます。

それから、貸し付けということを、先ほど答弁の中にはありませんでしたが、納付金は100％納入ということですので、自治体から県に納める納付金が決められてくるわけですけれども、先ほども質問の中で、仮算定ですが、12億3,600万円というふうな金額が県のほうでは試算されております。これは、八千代町の納付金ということになります。町の平成27年度の収入済額、これは国保の、皆さんから納められた国保税、それが８億8,000万余ですから、その差額が莫大な金額になるわけですけれども、一般会計からは繰り入れは削減方向で、減らしていきなさいということになりますから、当然、貸し付けも行われるということになると思います。それには、貸し付けは何％の利息、利息がつくのか、利子が、利息というのですか、つくのか、そこら辺もお聞きをしたいと思います。貸し付けすることによって返済ということになりますが、結局、保険税の増額というふうになっていくのではないでしょうか。

もう一つお聞きをいたします。先ほど算定方式について答弁をいただきました。県は２方式ということで、所得割と均等割というふうになると思います。しかし、町は当面４方式でいきますよということですが、資産割を今後減らしていくのか、そして減らした場合はどのように保険税に影響が出てくるのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

以上、再質問を終わらせていただきます。

議長（大久保　武君）　保健福祉部長。

（保健福祉部長　相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君）　議席番号５番、大久保弘子議員の再質問にお答えをいたします。

まず、１点でございますけれども、運営主体が、県の運営ということになりますということで、自治体に大きな負担があるのではないかというようなことでございます。どのような負担が想定されるのかということでございますが、先ほども答弁をさせていただいたとおり、町としましては、被保険者に一番近いものが、今までと同じように近く、それから税の課税とかを行うということで、従来の事務に併せまして、納付金の納入とか、それから各種の業務が、やはり、県で財政運営の主体を担うということで、いろいろな手続等がそこに生じる部分もございますので、その部分が新たに負担となってくるのかなというように現在考えております。詳細につきましてはまだ不確定な部分はございますので、これから協議をして、正式には決まっていくものと思います。先ほど答弁の中にもありましたように、年末から年始にかけてのころに形がはっきりしてくるというような状況もございます。

それから、２点目でございます。納付金については、自治体が100％完納するように求められるということで、一般会計から繰り出し部分は縮小傾向になった場合に貸し付けをすると、国のほうは基金貸し付けというような形になるかと思うのですけれども、そのときに利息がつくのかということでございますが、利息は現在のところつかないというような情報を得ております。ただ、保険税の大幅な値上げになるのではないかというようなお話もありましたけれども、国の中でもまだ財政支援の部分につきまして検討している部分なども、はっきりしていないところもあったりしますので、そういう推移を見ながら、あとは一般会計繰入金の中には法定内繰入金もございますので、先ほど納付金の12億3,600万円という数字がありまして、単純に保険税の収入を引いた残りということでございましたが、中には、その繰り出しの部分には法定内の部分はございまして、その部分を申し上げますと、平成28年度の決算見込みですと約１億5,400万円近いお金が法定内の繰入金というような見込みをしてございます。そういう部分もありますので、そういうものをさらに精査しながら、いろいろな形で検討してまいりたいというように考えております。

それから、算定方式が２方式になっていくというご指摘がございまして、ただ、当面４方式ということで、資産割を減らした場合にどのように影響するのかというようなお話でしたけれども、これにつきましては、あとの３方式、所得割、均等割等、こういうものも率を見直しさせていただくような形で、その部分、４方式のものを３方式に変換していくような思いを持っていますが、それもいろいろな形で検討していか

なければ、説明等もありますので、さらに精査してまいりたいという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　大久保弘子議員の再質問にお答えしたいと思います。

最近の北朝鮮のミサイル発射や核実験、中国の尖閣諸島の所有権の主張、中国、アメリカ、ロシアなどの核保有国に囲まれているなど、我が国を取り巻くこのような状況については、多くの国民と同様に町としても、私としても大変憂慮しているところであります。私としては、このような問題が発生しないよう、外交的な働きかけが解決手法である、世界的な核廃絶の動きが重要であると考えております。

また、国保税等におかれましては、ただいま部長が答弁したとおりであり、町の法定外繰り入れ、また県、国の支援制度拡充を求めまして、これからの国保体制を維持するために活動していきたいと考えております。

以上です。

議長（大久保　武君）　最後に再々質問はありますか。

５番、大久保弘子議員。

（５番　大久保弘子君登壇）

５番（大久保弘子君）　ただいま議長より許可をいただきましたので、再々質問というよりは要望にさせていただきたいと思いますが。

町長のただいまの非核平和都市宣言については、今回は検討という答弁はありませんでした。ぜひとも、今の情勢の中でこれは大切なことだと思いますので、ご決意をお願いしたいと思います。

国保については、今いろいろ検討の段階だと思うので、確実なところは出てこないと思いますが、自治体にも住民にも負担が大きくふえるということは確実だと思います。それで、高過ぎる国保税を抜本的に引き下げ、将来にわたって保険税高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を根本的に変えるしかありません。かつての給付費の６割という国庫負担水準を回復し、さらに不断の拡充を行っていくことこそ、国民皆保険制度を持続可能にする唯一の道だと思います。

国庫負担増の必要性については、今回の国保改革を協議する席で、全国知事会が政

府に１兆円の国庫負担増を要求しております。幅広い共通認識となっております。町からも強く要望していくべきではないでしょうか。

以上要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。この件に関しては、引き続き今後も取り上げてまいりたいと思います。

議長（大久保　武君）　以上で５番、大久保弘子議員の質問を終わります。

答弁者の入れかえを行います。関係課長の退場を許可いたします。

次に、７番、中山勝三議員の質問を許します。

７番、中山勝三議員。

（７番　中山勝三君登壇）

７番（中山勝三君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

防災避難訓練についてお尋ねをいたします。去る５月28日に、昨年に引き続いて防災訓練が実施されました。あの恐怖の平成23年３月11日に発生した、マグニチュード９、震度７の大激震による大津波と原発事故を引き起こした東日本大震災から６年以上が経過しても、なお10万人近い方が避難生活をされているということであります。

そして、その後、関東地方で大きな竜巻による被害が多数発生をしております。近隣のつくば市での竜巻では、死者１人と多くの建物や作物にも被害が出ましたが、そこでの竜巻の想像以上のすさまじさというものは、家の土台であります基礎ごと吹き飛ばし、そして瓦れきなどが銃弾のように飛んでくるというようなことも初めて知ったわけでございます。

一昨年も、鬼怒川流域の大洪水、こちらが線状降水帯現象によりまして、間一髪で当町は大洪水を逃れたわけではありますが、特に常総市を初め近隣市町に多大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。

また、昨年は九州・熊本地方地震による大災害もありました。日本は、地球規模で見ますと、４つのプレートがひしめき合う岩盤状にあるということで、静穏な時期の長短はあっても、残念ながら地震から免れることはできないということであります。

また、近年は異常気象とも言われる災害も大変に多くなっております。台風の巨大化、強風化、またゲリラ的な集中豪雨など、想定外でありましたり、また当町には直接の脅威ではないものの、もともとは日本が火山列島であるということも忘れてはなりません。災害は忘れたころにやってくるという教訓を銘記しなければなりません。

さきに述べたように、自然災害をなくすことはできませんが、被害を減らすことはできます。それは、防災への備えであり、防災訓練をしておくことであります。町などの行政の公助としての備えはもちろん重要であります。その上で、私たち一人一人が自分の身を守る自助の努力、そしてお互いに協力し、助け合う共助、互助ともいいますけれども、この公助、共助、自助という備えと訓練が有効であります。

今年の防災訓練は､マグニチュード7.3の大地震が発生したとの仮定での訓練を全町的に、全行政区を対象にして、まず午前８時30分の防災無線の放送の呼びかけで、各行政区単位で避難訓練を行いました。各人においては、さまざまな状況で参加できなかった人も当然おられるわけですが、しかし、地震や災害は待ってはくれません。

まず１点目に、この避難訓練への参加状況についてお伺いをいたします。

その後、避難訓練に引き続いて、10時から中央公民館におきまして防災講演会が行われ、防災士による約１時間にわたっての講話は大変貴重な教訓であり、より多くの人に聞いていただきたい内容でもありました。

そこで、この防災講演会には何人の方が傾聴されたでしょうか、お伺いをいたします。

そのほか、町消防団の皆様の出席をいただき、そして自衛隊による炊飯、豚汁や地震の揺れを体験できる起震車、それから火災での煙体験、また防災関連の簡易生活用具、そのほか避難所用具等の展示体験もできました。備えあれば憂いなしという教訓もあります。

そこで、町の防災備蓄の状況についてもお尋ねをいたします。

私たち八千代町議会は、あの東日本大震災の後に被災地を訪れる機会をいただきました。大津波によって地上のもの全てが破壊され、奪われ、多くの市町村が壊滅をし、消滅をした。そういう中で、残ったたった１本の松の木を希望として、そして陸地のかさ上げに土砂を運ぶ巨大なベルトコンベヤー、まさに復興を象徴するような、そのうなりを上げておりましたが、あの陸前高田市、それから住民に避難を呼びかけ、そして叫び続けながら津波にさらわれていった女性職員を初め多くの職員も犠牲となって、そしてただ鉄骨だけがむき出しとなって、慰霊が足りないという、あの防災センター跡の南三陸町、こちらも視察をさせていただきました。映像では何度もこの大津波を見たわけでありますが、それによって全てを奪われ、身内さえも奪われ、そして身一つになって、それでも立ち上がり、復興に生きる人たちに私たちは接し、そして

語り部の話を拝聴できたこと、こちらは貴重な体験となっております。

昨年と今年と２回の防災訓練を行ったわけでございますが、その成果と課題についてどのような認識をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

併せて、今後も防災訓練を継続して実施をし、さらに発展させ、また詳細な、今後詰めというものを積み重ねていくことが重要だと考えます。これらにつきましても、見解をお伺いいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めて、一般質問といたします。

議長（大久保　武君）　総務部長。

（総務部長　鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君）　議席番号７番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

町では、地震災害時の避難対応と防災に対する意識の高揚を図ることを目的とし、消防団、八千代分署、自衛隊等の関係団体協力のもと総合防災訓練を実施いたしました。訓練は、午前８時に東京湾を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、町でも東日本大震災と同等の震度５強を観測、家屋の全半壊やライフラインの損害が多数発生したとの想定で、町災害対策本部では、８時30分にさらなる余震による家屋倒壊のおそれが高まったとして全地区を対象に避難勧告を発令、町民は仮の避難所として開設しました各行政区の公民館等への避難を開始し、避難終了後には町職員からの避難時の行動や地震災害に対する日頃からの備えなどについて情報を提供いたしました。

ご質問の１点目、行政区、地区、町全体のそれぞれの参加状況につきましては、行政区の大小もございますが、最も多い行政区で83名、少ない行政区で９名、平均いたしますと38名の参加がございました。また、地区ごとの参加者数を申し上げますと、西豊田地区が488名、安静地区が494名、中結城地区が676名、下結城地区が287名、川西地区が397名で、町全体では2,342名の参加がございました。

２点目のご質問の防災講演会への参加人数及び参加者からの声ということでございますが、避難訓練終了後に中央公民館で行われました防災講演会では、全行政区から328名の参加のもと、講師として県防災士会より３名の防災士を招き、「災害から身を守るために」と題し、防災講演会を開催いたしました。講演内容といたしましては、主に自助、共助の重要性を強調した講演が行われました。また、総合体育館及び館庭におきましては、災害の疑似体験を通して防災意識を高めてもらう機会といたしまし

て、地震体験車、救急救命体験、初期消火体験、スモーク体験、避難所開設、自衛隊による炊き出しなどの体験会を開催いたしました。参加した住民からは、このような訓練を通して一人一人が防災への意識を変えることが必要である、また高齢者や障害のある方に対しては避難準備情報を早目に発令したほうがよいのではないか、また防災無線による呼びかけが家の中では聞こえない、避難するときは近所同士声をかけ合って安否を確認する必要がある、避難行動の第一歩は、まず自分の命を守ることだなどのさまざまなご意見をいただきました。

次に、３点目の町の防災備蓄状況についてのご質問ですが、町では、災害に備え、備蓄食料や飲料水、また毛布や簡易トイレなどの生活用品や資機材などを総合体育館北側の防災備蓄倉庫及び八千代一中、東中学校の備蓄倉庫に保管しております。備蓄品の状況といたしましては、食料では、アルファ化米が1,500食、乾パン、ビスケット類で1,800食、生活用品では、毛布、寝袋などの寝具類で1,300枚、簡易トイレが20基、その他、タオルや紙おむつ、フェースマスク、ゴム手袋、大型救急箱、保存用燃料など、また資機材関係では、発電機、大型投光器、大型暖房機、ストーブなどを現在保管しておりますが、大規模災害を想定した場合には全く十分な備えではありません。引き続き計画的に整備してまいりたいと考えております。また、災害時には民間業者と締結している災害時における物資供給･相互応援等に関する協定を最大限に活用し、食料品や生活用品、資機材の確保に努めてまいりたいと考えております。さらに、町民の皆様にも、学習会や防災訓練の機会を通して、災害に備えての非常時持ち出し袋などの準備についてもお願いしてまいりたいと考えております。

次に、昨年と今年、２回の防災訓練の成果と課題ということでございますが、昨年は、一昨年前の関東・東北豪雨災害を受け、水害を想定した住民参加による防災訓練を、西豊田地区、川西地区を対象として避難訓練を実施いたしました。水害発生の翌年でもあり、危機感も高まる中で、総勢約1,300名の参加のもと訓練を行うことができました。また、今年は地震の発生を想定しての訓練ということで、６年前の東日本大震災の記憶も薄れる中ではありますが、参加者や年齢層も拡大し、住民の防災意識も高まりつつあるように思われます。また、いずれの訓練におきましても、町職員による各行政区での災害情報伝達を取り入れておりますが、行政側としても災害時対応の職員の認識や意識の向上にも有効なものだったと考えております。

また、今回の訓練においては、電話などの通信機器の不通を想定し、本部、消防団、

避難所間の情報のやりとりとして、昨年度整備いたしましたデジタル無線機による交信訓練や、本部では時間の経過とともに想定される被害や救助に対する対策手法に係る図上訓練の実施など、昨年度との比較においても新たな取り組みとして一定の効果があったものと考えております。

課題といたしましては、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難行動に対する支援についてどのように取り組んでいくかということであります。発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、避難行動要支援者と民生委員や自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者の参加を得ながら、情報伝達や具体的な避難の方法、避難行動要支援者の安否確認等について点検しておくことが大切です。そのためにも、地区単位や行政区単位での避難行動要支援者を含めた訓練の実施なども今後の大きな課題と考えております。

また、大規模災害発生に伴う初期の重要な対応として、自主防災組織等での消火訓練や救助訓練、水害対策としての水防工法の施工訓練など、さらには避難所運営にかかわる訓練なども今後の大きな課題として捉えております。

最後になりますが、防災訓練の継続、発展、積み上げに関しましては、地震や風水害は自然現象であり、想定を超える可能性があることを十分に認識し、常に学習会や災害情報の伝達を通じて住民への防災意識の向上に努めるとともに、継続的かつ定期的に想定を変えた具体的、実践的な防災訓練を今後も実施してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましてもご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　議席番号７番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

防災訓練の実施状況につきましては、ただいま総務部長が答弁したとおりであります。昨年度は水害、今年は地震を想定した訓練でありましたが、地震や台風、洪水などの災害はいつ起こるかわかりません。発生することを前提として、地域全体で備えておくことが大変重要であります。行政といたしましても、大規模災害の発生に備え、ハード面、ソフト面、両面において対策を推進することはもちろんですが、それだけ

で被害を食いとめることはできません。被害を最小限に抑えるため、日頃から住民一人一人が防災意識を高め、状況に応じてみずからの命を守る行動がとれるよう訓練しておくことが大切です。

阪神・淡路大震災では、死者6,434人、行方不明者３人、負傷者４万3,792人の被害がありましたが、この地震では助かった人の約８割が自力または地域の人たちにより救助され、そのほとんどが発生から15分以内に救助されております。大規模災害が起こった場合、道路の破損やライフラインの遮断など、さまざまな要因の中で救助活動が行えない場合があります。災害の規模が大きくなればなるほど、自助、自分の身は自分で守る、共助、力を合わせて助け合うことが重要となります。こうしたことから、学習会や防災訓練等を通じて、災害時における地域の協力体制をつくっていくことが大変重要であります。コミュニティ推進協議会や行政区等との連携を図り、定期的、継続的な防災訓練の実施を計画、発展してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保　武君）　再質問はありますか。

７番、中山勝三議員。

（７番　中山勝三君登壇）

７番（中山勝三君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問ということなのでございますが、感じた点を述べさせていただきたいと思います。

ただいまは、執行部より具体的な答弁をいただきました。昨年、そして本年と、この２回、防災訓練を実施できたと、そういう中でいろんな課題等も見えてきたというような総務部長の答弁もございまして、今後それらを生かしていただきたいというふうに思うわけでございます。

僭越でございますが、この２回の訓練を通して私なりにまた感じたところも少々述べさせてもらって、参考にしていただければなというようなことで述べさせていただきたいと思いますが。まず１つ目は、避難訓練であっても、やはり安否確認ということも含めて、隣近所、声をかけ合うということ、これをお勧めしたいと思います。声をかけ合うということが、共助の第一歩となるわけであります。ここに、お互いに助け合おうという、そういう気持ちが醸成されると思います。

次に、要支援者の避難ということで、この体制も組まれているということも、取り

組まれているということでございます。今後、要支援者の避難の訓練というものも具体的にできたらいいなというふうに思うところであります。

次に、先ほども答弁にありました、やはり要支援者の方等に対して避難準備情報というものが非常に有効であるということであります。これは、地震等の突発的な場合は、これはちょっと無理なわけですけれども、水害あるいは台風等におきまして、避難準備情報というものが非常に有効であるということでございます。

またもう一点は、小中学生、要するに児童生徒が、学校においては避難訓練をされているというふうに伺っております。しかしながら、学校外で、あるいは地域においているという時間のほうがある意味では長いかもしれません。そういう、地域において親子で児童生徒も参加をしていくということを推奨していただければなというふうにも思います。

実は、あの釜石の奇跡として知られることになった、東日本大震災で学校における津波の犠牲者は一人も出なかったと。上級生が、いわゆる高校生や中学生が、地震が発災して、怖がっていて逃げない、その逃げようがないという小学生の手を引いて、あるいはおぶって、高台へ、高台へと避難をしていった。そして、死者は出さなかったと。おうちに帰っていたお子さんが、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんにも、ともかく逃げようよと、高台に逃げよう、渋っている大人を促して、そして避難をして助かったと。それは、釜石市から依頼を受けて、防災対策、特に津波対策で教育に携わっていた群馬大学の片田敏孝先生ですけれども、しかしながら、なかなか、津波対策、避難するということが、地域住民、そして子どもたちに受け入れられなかったという、何年も何年も子どもたちに逃げる勇気を教え続けたということであります。ハザードマップというものがあったわけですけれども、しかしながら、ハザードマップでうちのほうは安全な地域になっている、そういうことで、逃げなくても大丈夫だよ、そういうふうな声も大きかったというのです。しかしながら、想定外であったという、この津波でありました。東北沿岸地方では、かつて何度も何度も津波に命を奪われてきた地域、だからこそ、我先に逃げるという、命があれば必ず後で会えるという、そういうつらいつらい選択、これが津波てんでんこという教え、精神であったそうですけれども、そういう中で、残念なことに家に帰宅してしまった教え子が何人か亡くなってしまったという、このお話をされる片田先生の目が大変悲しそうでありました。

そこでの教訓は、避難をする、逃げる勇気、そういうことで、避難訓練に参加するという勇気、これが大事だと思います。そういうことで、学校外ということも想定をすれば、児童や生徒たちにもぜひ町の防災訓練にも積極的に参加するように呼びかけていっていただければと、教育関係の皆様にお願いをいたします。

それから、もう一点の提案は、避難食料、こちらが備蓄をされているということでございます。量もさることながら、避難用の災害フード、こちらも消費期限を考慮しながら試食をしていくと、そして古いものは更新をしていくというふうにしたらいかがかなというふうにご提案をしたいと思います。

それからもう一点は、夜間の訓練です。こちらも必要なことだと思います。しかしながら、この場合はいきなり全町民にということではなくて、関係者から夜間の訓練を順次していくとか、こちらのほうも行っていってはどうかなというふうに提言をさせていただきます。

以上、私のほうからの提言でございますが、非常に行政もしっかり公助のほうを取り組んでいるということでございますが、私の一応、この提言につきまして、町長に一言、ご見解、ご認識をいただければと思いますので、それをお願いして、一般質問を終わります。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　中山議員からただいま提案等がありましたが、我が八千代町のハザードマップ、地震は多分あれですが、津波は大丈夫だと思うのですが、やはり学校を主体にした避難訓練等におかれましても、東北ではいろいろ、大川小学校が全滅した例がございます。地震の場合はいろいろありますが、鬼怒川の水防訓練等を実施しまして、できるだけ校舎等の、避難訓練ということでございます。屋上に逃げるとか、あるいは、そのほか、交通弱者といいますか、要支援者等におかれましてもいろいろ見直しをいたしまして、また、ハザードマップを見直しの予定になっております。鬼怒川の、豪雨対策のときには、ハザードマップ、避難場所を川西小学校とか、あるいは東中、また西豊田小学校を避難場所にしたわけでございますが、鬼怒川が決壊した場合はやはり水没する可能性があるということでございまして、今後は高台のほうへ、今、中央公民館あるいは中結城小学校あるいは野方地帯の高台を避難場所として指定していきたいと考えております。

地震等におかれましても、災害はいつ降ってくるかわかりませんが、総務部長が先ほど説明したとおり、いろいろ整備等、拡充を図りながら、八千代の防災等におかれましても、被害をなくすよう努力していきたいと考えております。また、提言等におかれましても守っていきたいと考えておりますので、よろしく議員各位にもお願い申し上げまして、答弁といたします。

議長（大久保　武君）　最後に再々質問はありますか。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　以上で７番、中山勝三議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

以上で、本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩。

（午前１１時３９分）

議長（大久保　武君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午後　零時０５分）

日程第２　議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）

議長（大久保　武君）　日程第２、議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　ただいま上程されました議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度、第１回目のほうで歳入歳出それぞれ6,254万9,000円増額、歳入歳出予算の総額、それぞれ72億6,512万2,000円とするものであります。補正の内容は、歳出におきましては、国庫支出金、繰入金、繰越金、歳出では、農林業費、土木費、教育費であります。

初めに、歳入について申し上げます。鬼怒川緊急対策プロジェクト用地事務委託金

による国庫補助金199万9,000円、公共施設整備基金繰入金5,100万円、繰越金955万円、それぞれ増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。農林業費においては、憩遊館源泉揚湯設備の故障に伴い、この復旧工事に係る経費として農林業費を911万2,000円増額いたします。

土木費におきましては、鬼怒川河川激甚災害対策特別緊急事業に係る用地取得事務の委託に伴い、この事業を実施するための事務費として道路橋梁費を50万円増額いたします。

さらに、教育費においては、中央公民館の揚水第１ポンプの故障に伴い、社会教育費143万7,000円を、給食センターの建設に伴い、用地購入費及び用地測量、実施設計策定業務等の委託費として保健体育費を5,150万円、それぞれ増額いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（大久保　武君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君）　教育委員会の関係になろうかと思いますけれども、給食センターのことについて、３月定例議会においては、予算修正というか、削除をして、そしてまたいろんな研究や調査や、あるいはまた議会等も含めた中の理解を得るべく時間をとるということで、執行部において配付された予算書から、一般会計予算から外したわけですけれども、今回また上げてきたわけです。当然、予算の執行の中で、この給食センターについての部分の中で積算が、多分、先ほど小島議員とのいわばやりとりの中でもかいま見ることができるわけですけれども、議員の中の大多数が、10億円を超えるような給食センターをつくるのかと、こういう声というか、考え方が大多数あるわけです。

私は、この予算の上げ方も、余りにも拙速過ぎるのではないかという考え方を持っているわけですけれども、上げてきたことですから、上げてきた、いわば議案に対して、また今回の場合には、一般会計でも議決の部分について、１つ、補正として上げてきているこの部分を、この総予算はどのくらいが、議員さん方の中では、私もそうなのですが、10億円を超えるというしか頭にないのです。現実問題として、土地の取得の1,500万円が出ているわけですけれども、その内容を含めて総体論の中で、5,000円、

8,000円、１万円や５万円ぐらいはどうでもいいことですから、総体の中でこの給食センターは、最後にでき上がったときにどのような数字を頭に置いて、この予算書の中でもありますけれども、７ページに用地測量とか基本設計・実施設計策定業務委託料、こういうものが計上されているのですが、補助金との絡みもあるでしょうし、これはどのような補助金をもってして、また借り入れを幾らして、現金で幾ら投入して、最終的に何億の給食センターができ上がると、それをちょっと聞かせてください。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　13番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

給食センターの建設につきましては、本年３月に八千代町立学校給食センター建設検討委員会からご答申をいただき、基本構想、基本計画を策定、その後、内部で検討を重ね、計画に適合する土地を選定したところであります。

総事業費につきましては、基本設計及び実施設計が作成された段階で具体的な金額が明らかになってまいりますが、現時点では、基本構想、基本計画の中で明らかにしました給食センター施設整備の基本的な考え方をもとに概算で算出したものであります。総事業費は11億2,820万円、内訳としまして、国庫支出金8,480万円、地方債６億7,560万円、基金繰り入れ３億6,550万円、そして一般財源230万円を見込んでおります。なお、総事業費11億2,820万円には、用地購入1,500万円、調査測量450万円、基本設計及び実施設計3,200万円、建設工事費７億4,520万円、工事管理費1,263万6,000円、厨房設備１億9,440万円、外構工事１億800万円、現給食センターの解体工事1,600万円などが含まれてございます。

ただし、基本構想、基本計画の末尾にも記載いたしましたように、給食センターの施設整備費については、国の建築基準単価と実勢単価に大きな乖離がございます。事業費が過大にならないよう、慎重に検討しながら精査の上、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（大久保　武君）　13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君）　初めて聞く数字が幾つか出てきたわけですが、こういう中で、先般議会で研修視察を、議員さん方、行きまして、見学してまいりました。そういう中で、つくばの、さわやかというのですか、すこやか給食センター、ここは9,400食を

やっているのだね、9,400食。まだふえつつあるので、分けて、谷田部のほうへ別にもう一つつくるのだと、人口増を見越して。しかし、八千代においては2,000食だと。さきの一般質問で国府田議員が言ったように、八千代の人口は減少化をたどりつつあると、こういうわけです。

つくばの9,400食は、17億8,000万円ぐらいです。17億8,800万円。2,000食の給食センターで11億円かかるのです。今次長が言われた数字を全部当てはめていったときに、土地の値段が1,500万円ですから、知れた話ですよ。11億円が、知れた話とは言いませんけれども、しかし、その中において、基本的に、八千代の策定の数字を当てはめていくと、１食当たり55万円のいわば予算を組んでいるのです。１食当たり、つくるのに１つの給食センターの積算の基礎に基づいていくと、先ほど言ったいろんなものを積み上げていった数字の、11億2,820万円の数字をやっていくと、単なる11億円だけでやると１食55万円かかるのです。もう、2,800万円ぐらいもっとかかる。つくばは10万円ですよ、つくばは10万円。

うちをつくるときに、20坪のうちでも70坪のうちでも、玄関、トイレ、炊事場、お風呂、いいでしょう。それは、どこでも１個ずつだから。だから、一概には言えないとしても、では、仮にこちらに倍の数字を当てはめたって、せいぜい、いったって５億円です。５億円で楽にできるのですよ、2,000食。食単価55万円かかる計算が、この給食センターをつくろうとしている。片方では二、三年ぐらい前にできたところで、9,400食の給食センターが17億8,800万円でできると。これはちょっとおかし過ぎます。

いや、その都度その都度、これからいろんな過程の中に、あるいは先ほど言った７億円ぐらいの建物を建てる、それについても入札があるのでしょう。いろいろいろいろ出てくるのでしょう。しかし、基本設計に基づいた中でやることであるならば、予算が少なくとも11億円ぐらいの数字に上っていくのです。誰が決めたのですか、これは。誰がこの数字をつくり上げたのですか。答えてください。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　13番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

総事業費の積算ということでございますが、こちらにつきましては、担当部局で精査した中で、近隣の施設の状況とか、また国の基準等を踏まえまして積算したもので

ございます。食数が極端に違う、2,000食ということで、つくばと比較して余りにも過大ではないかというご指摘ですが、基本的な建物についてはある程度同じような構造になってございます。議員もご覧になったかと思いますが、今、衛生区域とか、そういう部分で当然仕切りも必要になってまいります。中の厨房機器についての数であるとかにつきましては、当然、食数に応じて変わってくる部分もございます。また、洗浄関係の施設については、大体同じようなものが規模的に入ってくることで積算をしました。過大であるというご指摘ですが、実施設計を踏まえて、事業費が当然過大になることは抑えていくという考えでございますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

議長（大久保　武君）　13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君）　今次長からお話が、説明が、大分苦しい答弁をいただきました。

現実論として、次長、これは執行部に言えることなのでしょうから、教育委員会部局の次長にだけ言うこと自体、幾らかお門違いのところもあるのかもしれないけれども。しかし、現実論として、幾ら近代的なものにかえようと、二、三年ぐらい前の話で、前にも中山勝三、検討委員会の方も前に見ているのですよ、ちゃんと。そうでしょう。見学しているでしょう。あのとき、17億8,800万円の数字はわかっていたのでしょう、あのすこやか給食センターのところが。つくばはつくばなりに一生懸命努力しているのです。これから人口増だといいながらも、給食センターの職員を10年前から採らないこととしています。だから、あそこの現場に見に行ったのは全部委託だった。つくば市で雇っているのは栄養士だけで、その人だけが違う白衣を着てやっていました。

ましてや、どういうあれをつくろうとしているのか、迎賓館みたいなところをつくろうとしているのか、なめるような給食センターをつくろうとしているのかわかりませんけれども、コンパクトに、そしてまた機能的につくればいいではないですか、11億円もかけないで。私は納得できない。どれだけの議員さんが納得しているか私はわからない、個々の考え方だから。そういうものが、ですから、３カ月前に、私は、給食センターをつくるなと言っているのではないのです。つくるなと言っているのではないのです。衛生面だ、何だかんだで言えばそうでしょう。だけれども、現実論として、現実にそぐわないものが、これから何十年かにわたる物を、人口が八千代町は減って

いく。川西小が下結城小が、オール１クラスでしょう。日野自動車ができたからといって、一気に1,000人もふえるわけはありません。明らかに、国府田君が言ったように減っていってしまうのです。2,000食だって、最高の私は数字だと思います。つくばは、逆に今が最低の数字なのかもしれません。私は、この積算に基づいて、この規模でやることについては若干の、担当に言ってもどうにもならない問題でありますから、答えは結構ですので、私はそういう考え方でいると。我々議員も瑕疵担保責任を取られますから。ここでどうしたかということによって、何年か後に言われますよ、この庁舎のように。誰が誰が賛成したのだと。

質問を終わります。

議長（大久保　武君）　ほかにご質問はありますか。

２番、国府田利明議員。

２番（国府田利明君）　私のほうからは、先ほど大久保議員のほうからもありましたけれども、昨日の一般質問のほうでも言いましたけれども、まず、人口が減少していく中でこの給食センターを新設するということに関して、町長のほうから答弁をいただいたわけではないのですけれども、地域性と人口に対して、まず非常に見合っていない。先ほど大久保議員もおっしゃいましたけれども、つくば市はあくまで人口増を見込んだ中で、22施設、17億8,000万円で9,400食というふうな形で動いているわけです。

教育次長にちょっと、まずお伺いをしたいのですけれども、１点として、土地購入の1,500万円というふうな形で、これは前にもほかの場所が上がってきたわけですけれども、検証結果として、なかなか、非常に難しいといった流れになっています。全協では大丈夫であろうという説明でありましたけれども、実際に何かのデータに基づいて、周りの、近隣、土地所有者だけでなく、周りの住民の声だったりとか安全性の確保はまずできているのかということが１点。

そして、人口と地域性と合った規模だと私は思いませんけれども、執行部としては、これが適正に、見合った、今これだけの起債をして、この規模が見合っているのかどうか。そして、何年後の、今新設しようとしていることは、３年後、５年後のことを見て新設をしているという、私は感じるのです。昨日一般質問でも言ったとおり、300名減る、簡単計算でいってもどんどん減る、人口増が見込まれない、３年換算でして、５年後で300名減るというような形が逆に加速をしていってしまう可能性があるわけ

です。これが本当に、よそからの移住が決まっている、何か根拠があれば全く、また違うことだと思うのですけれども、そういったところをとりあえずどういうふうに考えているのか、答弁を願います。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　２番、国府田利明議員の質問にお答えします。

まず、新しい選定した土地の安全性、選定理由ということでございますが、こちらにつきましては、当該地につきましては町のほぼ中央に位置した場所でございます。また、一級町道12号線に出やすいということもあり、一定時間内に給食の配送が当然問題になりますので、交通条件がよいということもあります。また、敷地の面積も十分にとれるということ、そして地目が山林であるということもあって、法的手続の縛りが緩和されるということもあり、選定した次第でございます。

それから、２点目の給食数の規模の算定ということでございますが、現状、最大規模2,000食ということで計画している理由でございますが、現在1,900食以上、給食をつくっているわけでございます。現時点で給食センターの建設を計画する場合、ある程度余裕は当然、若干の余裕は見なければならないということもあり、2,000食ということで、事務局ではこの規模が最低の規模であろうという考えのもとに、食数については決定したところでございます。また、答申にもありましたとおり、災害時の拠点ということの捉え方もございます。そのような関係で、2,000食という規模については設定した次第でございます。

議長（大久保　武君）　ほかにありますか。

２番、国府田利明議員。

２番（国府田利明君）　答弁をいただいたわけですけれども。

まず、新候補地の交通の便は確保されていると。私の耳に入ってくるのは、私だけでないと思うのですけれども、安全性、近隣に火元を扱うようなところがあり、ちょっと危険性があるのではないかというふうな声等も寄せられております。そういった中で、そういったところもきちんと何らかの実データに基づいた形の中で検討されて、もう決定をされているということの認識でよろしいのでしょうか。それがまず１点。

2,000食が妥当であると、そこに設定したのだというふうな形ですけれども、今現在

1,900食、５年後には1,600ちょっとですか、そういった形で、私が言っているのは。私の物事の考え方というのは、基本的に、最悪のことをまず想定して、物事を考えてやっていくということが一つ大事なことだと思っています。必要性がなくなった場合、それで、もし本当に、それは非常によくないことなのですけれども、必要性がなくなったときのことの場合は、どういうふうに活用するのか、そういったこともちろん何らかすら考えて、建てるわけですから、建てて、使わなくて、何も、今災害時の場所というふうなこともありましたけれども、それ以外にもきちんと、建てた以上はそういったことも考えていると思いますので、その点をお伺いしたいというふうに思います。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　２番、国府田利明議員の質問にお答えします。

まず、１点目の隣接地の茨城火工、固有名詞を言いますと、花火屋さんになるわけですが、そちらの検討はしたのかということでございます。こちらについては、法的な建築に関する関係、その辺も確認いたしました。結果としては、建築基準法上、何ら問題はないということでございます。さらに申し上げますと、実際の火薬類の取り扱いの法律上では、逆に隣接にそのような施設ができた場合、実際の火薬類を取り扱っている方のほうに法的な制限が加わるということでございます。距離によって取り扱う、貯蔵する火薬の量が制限されるということもあり、実際のところ、南側に実際、今、会社の、多分、寮だと思うのですが、近隣にございます。その辺の関係で、さらに、実際、今回購入を計画しております隣地につきましては、１万2,000平米のうちの一部を譲っていただくということでございまして、花火工場から離れた北側の部分を譲っていただくという考えで進めております。参考までに申し上げますと、直線で70メートルぐらいは距離がとれることになります。そのようなことで、法的な部分では建築に関してはクリアしているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、２点目の将来的に必要がなくなるのではないかという、人口減少によって給食センターそのものが利用がなくなるのではないかというご質問ですが、それはあくまで数字上の話でありまして、子どもたちが現実的にいなくなるということはないと

思います。給食センターについては、あくまで利用は、今後安定した給食を間違いなく提供するためには必要なものでありまして、その中身の規模等のことにつきましては、使用する厨房機器等の、当然、数が減る場合も考えられますが、基本的な厨房機器は使用することになります。規模等についても、現在の2,000食という形で設定したことには、規模的に過大であるという考えは私どもにはございませんので、その点、答弁とさせていただきたいと思います。

議長（大久保　武君）　ほかにご質疑はありますか。

２番、国府田利明議員。

２番（国府田利明君）　答弁をいただいたわけですけれども、これが最後の質疑というふうな形になると思うのですけれども。

まず、安全性の確保関係に関しましては、一部理解した部分がきちんとあるわけですけれども。それにしても、これだけの借金をしてつくるという、一つの大きな事業がされるわけですけれども、先ほど次長のほうからは、子どもがいなくなるということはないであろう、そういうことを私は聞いているのではなくて、必要性がなくなった場合、どう活用するのですかと私は聞いたのです。

なおかつ、頭に入れておいてもらいたいのですけれども、先ほどちょっと出ましたけれども、この庁舎しかり、本当に町民から、これだけ大きな立派な庁舎にいて、私も、八千代町に在住する学生、大学生、20代、いろんな声を聞きます。ここは、八千代のヒルズと言われているのです。東京の六本木ヒルズを略して八千代のヒルズ、国府田さん、いいですよね、ヒルズにいるからと、それだけ無駄だという。人口と地域性と合っていない。そういった若者の声もあるという中で、この給食センターが新設をされて、なおかつ人口減少をしていけば、今、小学校が５校、中学校が２校、つくば市ではないけれども、小中一貫校というふうな形をとらざるを得ない可能性というのは十分にあるのです。１年後、２年後の話をしているのではなくて、もちろん１年後、２年後も大事です。大切なことです。給食も大切なことなのです。でも、ある程度、将来を本当の意味で見据えた中で、この給食センターをつくってよかったなと。私は、今この段階で、これだけのお金を使ってやることに対しては賛成をできるわけもなく。そういった中で、最終的に１点だけ、次長に、そういった形の中で私の考えを述べて、答弁はよろしいので、そういった形の中で、そういうことがあるということを頭の中に入れておいてもらえば結構です。

以上です。

議長（大久保　武君）　ほかに質疑。

14番、湯本直議員。

14番（湯本　直君）　教育費の中で、１点目として、公民館の修繕料が上がっているのですが、公民館の修繕をどうするように考えているか、１つ、これをお願いしたいと思います。金額的には143万7,000円、これが第１点。

それから、今、給食センターの問題で二、三質問があるようですが、これはいつごろまでに完成しないといけないのか、給食センターの完成の予定をひとつ。

それから、仮に給食センターの、総額的には5,100万円、予算計上してあるのだけれども、一般財源からは50万円だけ見ているのですが、これは平成28年度の八千代町の開発公社の貸借表を見てみると、ここにも金が結構、2,100万円ばかり余っている、余っていると言ってはなんだけれど、遊んでいる金があるわけなので、いろいろな、実施設計とか、あるいはこういう問題には使えないと思うけれども、センターにも、用地の買収費には、せっかくあるのだから、土地開発公社でこれは買ったほうがよかったなと、こういうふうに思うのだけれども、その点を１つ、まずお聞きしたいと。

それから、開発公社で買った場合には、いわゆる県の補助が認められるのか、認められないのか、それが問題。

それから、用地の買収は恐らく補助対象にはならないと思うので、別にどこの金を使っても問題はないかなと思うのだけれども、それをひとつお願いしたいと。

それから、完成はいつごろを考えているのか、いつまでに完成しないと補助が出ないのか、その点をもう一つ、併せて、教育か、これは。答弁してもらいたい。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　14番、湯本議員のご質問にお答えします。

１点目の公民館の修繕の関係でございます。こちらにつきましては、公民館は屋上へ水をポンプで揚げて、それを館内に配るというような方式になっておりまして、ポンプが２台、交互で今まで動いていたわけですが、その１台が故障しまして、修繕がきかないということで、その１台を交換する工事でございます。

それと、給食センターの建設がいつまでということでございますが、今年度、今回補正で出させていただいた中で、実施設計、用地購入等がありますが、工事について

は平成30年、平成31年という２カ年の工期で考えてございまして、平成31年の９月に供用開始という形での計画になってございます。

土地開発基金については、私からはちょっと申し上げられませんので、ご了承願いたいと思います。

議長（大久保　武君）　企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長　野村　勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村　勇君）　14番、湯本議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、開発公社の件なのですが、ここには2,100万円ほどのお金ということでありますが、こちらにつきまして、開発公社につきましては、土地の先行取得、そして造成等が主な目的でありまして、手元に法定額として2,000万円のお金を残しておかなければならないということでありましたので、こちらはそのままにさせていただきました。

それと、用地の取得につきましては、議員ご指摘のとおり、補助対象とはなりませんので、あくまでも対象となりますのは、施設が対象になると、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（大久保　武君）　14番、湯本直議員。

14番（湯本　直君）　公民館の修繕費なのですが、今課長が説明したのである程度わかりますが、それよりも、入っていって、床のＰタイル、昔のＰタイルなのだけれども、あれは。もう、当時のものですから、相当剥がれているのだよ。一番足元が不安定だし、それから、大した金額ではないのだけれども、あれを、おたくらは１年中見ているのだから、公民館が一番足元が悪いですから、Ｐタイルを張りかえたらどうかと思う、大広間のところの。だから、そういうものにもひとつ予算を計上してやってもらいたいと。

それから、今、2,100万円残っている、いわゆる金は、使えば使えるのだけれども、使いたかないような部長の答弁なのだけれども、一般会計から用地費の1,500万円ぐらいは、最悪、縁故債を使ってやることも考えたと思うので、用地費については、とりあえず考えてもらってやるように、ひとつお願いしたいというふうに思っています。

それから、給食センターの完成までに約２年なのですが、とりあえず避けて通るわけにはいきませんので、とりあえず、これから用地をまず取得して、基本設計あるい

は実施設計をして、できるだけ早い機会に仕上げてもらうというのが一番理想だと思いますので、よろしくひとつ、課長のほうから答弁してもらえれば。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　14番、湯本議員のご質問です。

公民館のタイルの件につきましては、早急に検討に入りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（大久保　武君）　企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長　野村　勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村　勇君）　ただいま14番、湯本議員のほうからご質疑があった件でございますが、議員ご指摘のとおり、内容としましては、なるべく有利な方法を選んで､お金をうまく使うようにというご助言であると思います。よく検討させていただきまして、なるべく有利な方法、こちらをとって、用地の取得関係、一般会計の財源の使い方をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大久保　武君）　ほかにご質疑はありますか。

５番、大久保弘子議員。

５番（大久保弘子君）　今回の補正は、土地購入費、給食センターの用地購入費が1,500万円と上がっています。しかし、設計料、実施設計、基本設計は11億余という、予算に見合う設計になるのではないかと思われるのですけれども､2,000食に基づいての積算、これがやはり先ほどもありましたように、つくば市の４分の１以下かな、ということで11億円という積算になっているわけです。先ほどもありましたが、積算の根拠がまだまだ全然明らかになっていないというところで、担当部局で精査したという答弁がありましたが、精査したという、その内容がよくわからない、どういうふうに精査したのかということをちょっと納得のいくように説明をしていただいて、４分の１以下の食数にもかかわらず、11億円という予算を立てたということを納得のいくように説明をしていただきたいなと思います。

また、2,000食で、将来減少も考えるとという話がありましたが、今現在2,000食なわけでして、それに見合った給食センターが必要になるとは思います。しかし、減少も考えると、現在は公立でないので難しいかもしれませんが、幼稚園や保育園などへ

の配食も拡大するという考え方もあるのではないかと私は思います。先ほどの11億円の積算根拠が、先ほど説明がありましたけれども、精査したという部分について、よく納得のいくように説明をお願いいたします。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　５番、大久保弘子議員の質問にお答えします。

事業費、工事費の内容のご質問ですが、今回設定した条件につきましては、食数が、先ほどから申し上げているとおり、最大2,000食規模、それから設定条件として、米飯は外部委託、それと献立が１献立、またつくばにもございましたが、見学通路等の設置、それから食育の施設でもございますので、規模的に小さい規模にはなりますが、２階等に会議室等の部分、それから職員の休憩室、どうしても食数には関係なく設置しなければならないものが多くございます。基本的な構造については、つくばの構造が今の衛生管理基準では一般的な構造でありまして、基本構造はつくばのような形になると思いますが、基本的な部分が同じですので、議員おっしゃるとおり、食数が極端に変わるのに事業費が過大ではないかというご指摘ですが、基本的な構造が同じで、備えなければならない部分の施設がございますので、この11億円が過大だということでございますが、積算としてはこの11億円ということで、事務局で、近隣の新しい施設とか、あとはその辺、国の基準もあるのですけれども、その基準からは実際の工事費が大分乖離がございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、その辺を圧縮した中で積算した数字でございます。ご理解のほう、お願いしたいと思います。

議長（大久保　武君）　質疑はありますか。

３番、大里岳史議員。

３番（大里岳史君）　給食センターの問題なのですけれども、私も子どもが３人いる親として、３人お世話になっているのですけれども、安心安全、おいしい給食と、献立も毎月見させてもらっているのですけれども。

いろんな会合とかへ行くと、やっぱり給食センターの問題は聞かれるのですけれども、なぜそんなにお金がかかるのだと、その分、３人目から半額にしてくれとか、そういう声が多くて。今、給食も、自分らのときと変わって、献立もよく考えているなとは思うのですけれども、１人、２人の子どもはいいのですけれども、３人いるとや

っぱり給食費も、自分らも月１万二、三千円は給食費で払っているので、コンパクトでいいのではないかというのが親の意見でもあるのです。それで、いろんなところに、中学校、小学校へ行くと、業者のために建てるのですかと言う人が多いのです。中学校も、あんないいのは要らないと。あんないいので、あれだけの建物なのですかと言う方もいるのですよ、中には。だから、給食センターもああいう立派なのを建てるのですかと言う親もいるので、コンパクトに、約11億3,000万円かかるのであれば、７億円とかにしてもらって、１年でも２年でも、３人目は無償化にするとか、そういうふうにしたほうが、先々、子どもがいる親に対してはいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

議長（大久保　武君）　教育次長。

（教育次長兼学校教育課長　鈴木　忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木　忠君）　３番、大里岳史議員のご質問にお答えいたします。

施設のコンパクト化ということでございます。先ほど来から申し上げておりまして、基本的な構造はどうしても必要な部分があります。また、備えなければならない、厨房施設もそうですが、構造的に備えなければならないものも、大きな食数であっても、小さな食数であっても、ほぼ同じぐらいかかるものも当然出てくるわけでございます。ただ、食数が2,000食ということで、11億円が過大だというご指摘も先ほど来からいただいております。当初申し上げましたとおり、今年度実施設計業務委託を計上しているわけですが、その実施設計業務の中でできるだけコンパクトな形の、ただ、衛生管理基準を満たすために新しいセンターを建てるという、そういう目的もございますので、その辺をクリアしながら、事業費の圧縮にも努めたいというふうに考えております。

それから、給食費の無償化については、いろんなご意見等もございますし、近隣の先行している団体もございます。当町では、給食助成事業という形で、全保護者、全児童生徒に対しての助成事業という形で現在実施してございます。こちらの事業は、平成26年だと思いましたが、消費税の税率の改正で８％に上がった時期があります。それまで児童生徒当たり3,500円の助成をしておりました。その時点で、賄い材料の高騰に併せて消費税率アップということで、給食費の値上げを当然検討しなければならないことがあります。その時点で、１カ月当たり250円の値上げが必要だという試算が

出まして、ただ、消費税の税率のアップもありまして、保護者の家計への影響も考え、最低限の値上げにしなければならないということもあり、その時点で月額250円のうち100円を保護者の方にご負担いただき、残りの150円については町の助成事業の上乗せということで考えまして、その時点で3,500円から現在の5,150円に値上げした、助成額をふやした経過もございます。現在の八千代町の給食費に対する助成については、今申し上げたとおり、全保護者に対して公平な助成という形をとっておりますが、議員ご指摘の３人目以降の無償化であるとかにつきましては、今後の課題として受けとめております。よろしくお願いしたいと思います。

（「議長、いろいろ質疑も出たようなので、直ちに採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　これから討論がありましたら。

13番、大久保敏夫議員。

（13番　大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、本案に対しての反対討論を述べさせていただきたいと思います。

この補正予算等の中で、私は、教育予算におけるいわば給食費の問題につきまして、先ほども質問の中で申し上げました。この案件は、３月の議会でも、議会あるいはまた執行部との中でもいろんな調整案件であったわけであります。そして、今お互いの議論の中で出ていますように、11億円案が出ているわけです。いわば、2,000食に対して11億円ぐらい使っていくと、このような形というものは、私は余りにも、調査、あるいはまたそれに対する、いわば環境整備の中で、もうちょっと時間をかけてやるべきだというのが私の今の気持ちです。

なぜ執行部においては、このような案件を拙速に、いわば議案として持ってくるのかということでいくと、私からすれば、この問題は少なくとも、この予算の中に、通すことによって11億円になんなんとする給食センターができ上がる、それによって将来において、なぜこんなものをつくったのだと、執行部はそれで提案者だ、いや、議会が認めたのだからつくったのだと、こういうふうな論理の中でいくと、私はその点について、いわば自分の考え方の中に、あと後世に、10年後なのか、20年後なのか、いつ、どういう立場に私はいるかわかりませんけれども、生きているか、生きていないかわかりませんけれども、しかし、そのときに、2,000食で11億円かけた給食センタ

ーの中で、もし、そのような過剰な投資だったということを考えてみれば、私は、見直して、少なくとも、先ほど７億円案も出ましたけれども、少なくとも五、六億で十二分に機能は、これからの八千代の小中の子どもたちの給食の、あるいはまた胃袋を満たす給食センターはできるものだと、こういうふうに思っております。

加えて、先ほど場所が設定されて用地が決まりました。決まっているようですね。1,500平米、いや、5,000平米ですか、いわば1,500坪の土地につくられると。先ほど国府田議員だと思うのですけれども、この近くにある、いわば危険性のある、危険物に類するものをつくっている花火工場ができていると、ここについての安全性を問うたわけですけれども、しかし、次長の考え方からいきますと、私らに対しますと、あそこに給食センターが立地することが本当によいのだろうかという疑問を先ほどのお答えで持ちました。直線距離で70メートルのところに離れているのだと、安全基準からいえば満たしているのだと、あそこで爆発が起きたときには、その責任は花火工場が持つのですよと、だからいいのだという理屈になってくるのです。被害を受けた人は何ですかということになるわけです。死ぬかもしれないです。災害というのは忘れたころに、あるいはまた予期せぬことも起きるわけですから、花火工場の脇で安全ですと、しかし、不可抗力で起きたときの責任は、花火工場側に責任があるのですという先ほどの答弁。ということは、給食センターで何かが起きて、あるいはまた死亡事故が起きても、補償はしてもらえるのだから大丈夫ですという理屈になる。そんなことを考えたときに、私は、３月のときに申し上げたように、この給食センターの部分についてのやり方についてはもう少し、予算的にも、私は、規模を縮小してやれるような考え方を持ってもらうために、今の予算の考え方に対して私は反対をして、私自身も、議員の皆さんの中にそういう方がいるかわかりませんけれども、瑕疵担保責任ですね。後で私が言われたときに、あのとき言っておいたのだけれどもということを、あなたらが認めたのだから仕方ないだろうという、そういう禍根を残さないように、この補正予算の中において、いわば給食センターの部分について反対をしておきます。

議長（大久保　武君）　ここで、賛成討論がありましたら。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保　武君）　起立多数です。

よって、議案第５号　平成29年度八千代町一般会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（大久保　武君）　日程第３、議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

７番（中山勝三君）　議長、この議案６号につきましては退席いたします。

（７番　中山勝三君退場）

議長（大久保　武君）　ここで、谷中聰君の退場を求めます。

（秘書公室長兼秘書課長　谷中　聰君退場）

議長（大久保　武君）　職員に議案を朗読させます。

（総務課参事　生井好雄君朗読）

議長（大久保　武君）　本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　ただいま上程されました議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第161条においては、町に副町長を置くことが規定されておりますが、現在当町においては副町長が欠員の状況となっております。また、昨年12月の議会定例会において八千代町行政組織設置条例が可決され、本年４月から新たな体制での業務を開始したところでございます。

そうした中、組織面における自主性、自立性の拡大を図る観点から、効率的、効果的なトップマネジメント体制の確立を図るため、八千代町大字松本425番地２、谷中聰氏を平成29年７月１日付で副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により

議会の同意を求めるものであります。

谷中聰氏は、議員の皆様もご承知のとおり、役場職員として34年間、行政事務の経験豊かな方で、高い識見と卓越した手腕の持ち主であり、町民の信頼も厚く、長を支える観点から、副町長として適任者であると考えます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（大久保　武君）　これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際には十分ご留意願います。

質疑はありませんか。

11番、小島由久議員。

11番（小島由久君）　人事案件でありますので、私は賛成はいたします。賛成はいたしますが、町長に聞きたいことがあるので、質問いたします。

谷中氏は、人格、品格ともに申し分ない人でありますが、３月の全員協議会の中で、時期尚早ということで、半年から１年先ということを踏まえて取り下げられたことと思います。私も、４月１日より部長に昇任するので、１年間、部長として経験をしてからでも遅くはないと申し上げました。これは、全員協議会であっても議員との申し合わせであるのに、３カ月で副町長の選任提案をすることは議会を軽視し過ぎであると私は思います。

また、当町においては、箱物建設により、学校並びに給食センター、起債がふえていきます。財政の確保の見通しは、今のところない状況である。また、鏡ケ池ゴルフ場跡企業誘致の予算については、県の助成金で行うということでありますが、この件については、知事と私との文書によって、企業誘致については全面的にバックアップするという約束をしている。その証拠として、議員各位、執行部の方にも文書を配付してあると思います。そのような観点から、私は、県と町とのパイプ役として、副町長を県から呼ぶべきであると思いますが、町長は県から副町長を呼ぶ考えはなかったのか。

もう一つは、３月の議会の打ち上げで谷中氏が私のところへ挨拶に来たときに、「谷中君、私は、財政も厳しいので、やっぱり県から副町長を呼ぶべきだと思っているが、どうなのだ」と。そうしたら、本人も「議員の言うとおりです」と相づちを打っているのです。そういう人がなぜ今回、そういう形で急に選任されて出てきたのか、そこ

ら辺も本人が退場していますので聞けませんが、そういうことを含めて、もう少し、全員協議会であっても、申し合わせというか、約束と私は思っておりますが、そういうことを破って、3カ月で上げてくるということは余りにも議会を軽視し過ぎである。これを、町長には、そういう点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（大久保　武君）　町長。

（町長　大久保　司君登壇）

町長（大久保　司君）　小島議員の質問にお答えしたいと思います。

谷中氏のことは、３月の定例の最終日の議案として提出予定でありまして、議案等も作成し、全員協議会を招集して説明文もできておりましたが、いろいろな観点、また予算の修正ということがありましたので、そういう形で、秘書室長としての責任ということで、ちょっと待ってくれと辞退した経過がございます。また、いろいろ、県とのパイプ役と、副町長の招聘等もありますが、現在はなかなか、３月では招聘もできますが、招聘しようとすると、県の人事では１月のころ、招聘の段取りしなくてはだめだということでございまして、今回提案したわけでございまして、いろいろと、３月の予算の修正もありましたので、その責任ということで辞退したのだと思います。今回提案したものでございますので、小島議員にも原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、答弁といたします。

議長（大久保　武君）　11番、小島由久議員。

11番（小島由久君）　今、町長から答弁をもらいました。私は、人事案件だから、賛成しますと最初に申し上げました。

しかし、県のほうからは今からでは遅いということでございます。しかし、前の副町長がやめてから１年７カ月ぐらいたつのかな、１年。そういう期間があったにもかかわらず、多忙であって、今後も対応し切れないということであれば、当然、やめた段階で県から副町長を呼ぶと、私は最初からそういう頭でいたのです。八千代町のために、どうしても県から引っ張らなければ、予算等に対しても、パイプ役がいなければ八千代町の財政は潤わないという考えで頭がいっぱいなのです。そういうことで、私はそういう中で、３月の打ち上げのときに挨拶に来たので、本人にそういう話をしたらば、私も議員の言うとおりでありますとはっきり言っているのです。

ただ、私が言いたいのは、全協で、半年あるいは１年という、暗黙の合意であると思うのですよ、おろしたということは。だが、しかし、今言ったように半年たってい

ないのですよ、３カ月なのです。今は、二月待てば文句は言われないのです。だから、そういうところを、私は質問で言ったように、議会を軽視し過ぎだと。そこらは、執行部がこういう、全員協議会、３月に終わっているから、町長、今、２カ月延ばせば半年になるから、２カ月待ってくれということは、９月の議会に上げてもよかったのではなかろうかと思って、私は今言っています。答弁は要りませんが、言うだけ言わせてもらいましたので。賛成はしますよ、これだけ文句を言っているのだから。

以上、そういうことです。

議長（大久保　武君）　ここで、10番、水垣正弘議員より推薦の言葉について申し出がありましたので、許可いたします。

10番、水垣正弘議員。

（10番　水垣正弘君登壇）

10番（水垣正弘君）　ただいま議長の許可がありましたので、地元を代表いたしまして、副町長選任について推薦の言葉を申し上げます。

谷中聰氏は、昭和58年に八千代町役場に奉職以来34年間、地方公務員として行財政に従事され、その間、産業振興課参事、産業振興課長、秘書課長、秘書公室長などの要職を歴任され、現在に至っております。

ご存じのとおり、谷中聰氏は、極めて行財政事務の経験豊かな方で、高い見識と卓越した手腕の持ち主であります。また、実直で行動力がありますので、職員及び町民の信頼も厚く、副町長として最適任者であると考え、副町長に選任いたしたいので、議員各位の特段のご賛同をお願い申し上げて、地元を代表いたしましての推薦の言葉を申し上げます。

議長（大久保　武君）　これから討論を行います。

13番、大久保敏夫議員。

（13番　大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君）　今の人事案件について、人事案件でありますから、その人の人格による部分もありますので、そういう部分についてはさわらずに、ただ、この人事案件について反対討論をさせていただきたいと思います。

先ほど小島議員から述べられた言葉がありました。あるいはまた、議会の、今居並ぶ議員さん方の心の中にある部分も、相当数の方々を私は代弁するつもりで申し上げたいと、このように思います。

３月の定例議会を振り返ってみますと、谷中聰、人事案件が出されました。それは、この本会議場で、私の一般質問で町長がそのように述べたわけでありますから、しかし、現実問題としては、人事案件として３月はのってきませんでした。この大きな要因の中には、私は、部長制が４月１日から施行されて、そして居並ぶ５人の部長が誕生し、先ほども質疑申し上げましたように、20人近い課長が存在をしていて、その中でどのような、部制において八千代町政の執行部は向いていくのか、これを議会も町民も見たかったわけであります。

そして、副町長というのを誕生させようとしているわけですが、勘違いしてもらっては困る、町長。副町長というのは政治家であります。単なる職員の昇格ではないのです。政治家を１人、誕生させるのです。出勤簿も要りませんよ、教育長も含めて特別職は。毎日来なくてもかまわないのです。物すごい、１つの役職に重きをなしているわけであります。

先ほど小島議員も申しましたように、私も谷中秘書公室長との中で、谷中秘書公室長の人徳と、そしてその優秀さは、今水垣議員も述べたように、そのとおりであると私は思います。しかし、現実に八千代町の部長、あるいはまた課長も含めて、谷中副町長になろうとしている方よりも十数人も年上の職員がいる。そして、これからの副町長と、また管理職とのいきさつを見ますと、ある議員が、きょうもこう述べた議員がありました。谷中聰君は今いる職員の中で最優秀なのだから、抜てきしたのだから、それでいいのだという話なの。そういう見方もあるのかと私は思いました。

しかし、私がなぜ今反対討論をするのかといいますと、少なくとも、先ほど私も、谷中君が３月の打ち上げ式のときに言ったのは、「谷中君、こういうことになったけれども、まあ頑張って。君の人格なら必ず、時期を待っていれば、半年、１年もしていれば、それはみんな、多分、職員が見ていて、自然と谷中、頑張れよという話になるだろう」ということを申し述べたら、「私も取り下げてもらってよかった、このままなっていたのではつらかった」と、こう述べたのです。

水垣議員が推薦の文を述べましたけれども、水垣議員にも私はお聞きした。推薦の弁を述べるには、それなりの考え方を持たないといけない。だけれども、水垣議員もはっきりと、「谷中君、半年、１年待っていれば必ず君のあれが来るのだから、もうちょっと待てないか」と、「いや、町長がやれと言うので、やります」ということで、先ほどの推薦の弁に、苦しい推薦の弁になったのだろうと私は自分なりに考えておりま

す。

私は、私の個人感情論とか大久保司の政敵だとかは、反大久保司町政の人間だとか、そういうものをはるかに超えているのですよ、私は。そんなのは頭の中にありません。これで一番つらい思いをするのは谷中、誕生すれば副町長です。あるいはまた、後ろに居並ぶ職員がじくじたる思いでこれからの八千代町政の執行をやっていかなければならないという現実が訪れるということを私は危惧して反対討論を、あのとき、そういうふうなことを１人ぐらい述べるのがいてもいいのだという気持ちを含めて、この人事案件については反対いたします。

議長（大久保　武君）　次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　これから採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（大久保　武君）　起立多数です。

よって、議案第６号　副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

谷中聰君の入場を許可します。

（秘書公室長兼秘書課長　谷中　聰君入場）

（７番　中山勝三君入場）

議長（大久保　武君）　ここで、ただいま副町長に選任同意されました谷中聰君の挨拶を許可いたします。

谷中聰君、登壇願います。

（秘書公室長兼秘書課長　谷中　聰君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（谷中　聰君）　議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま町長より副町長という大役に推薦いただきまして、また議員の皆さんの同意をいただきまして、まことにありがとうございます。今後につきましては、町長の補佐役として精いっぱい八千代町行政の発展に尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

日程第４　請願第１号　農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

議長（大久保　武君）　日程第４、請願第１号　農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る６月８日の本会議において産業建設常任委員会に付託してありますので、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

廣瀬産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長　廣瀬賢一君登壇）

産業建設常任委員長（廣瀬賢一君）　ただいま議長より指名いただきましたので、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第１号　農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願であります。

当委員会は、６月９日午前９時５分より役場４階第７会議室において、委員４名並びに町執行部より関係部課長の出席を求め、開催いたしました。

今回、審議につきまして、関係課長から請願の内容及びその他の必要な事項の聞き取り等を行い、慎重に審議した結果、当委員会に付託されました案件につきまして、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の結果について報告いたしましたが、議員各位の賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わりにします。

議長（大久保　武君）　以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第１号に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、請願第１号　農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願については、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第５　議第１号　農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

議長（大久保　武君）　日程第５、議第１号　農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから議第１号　農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、議第１号　農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第６　請願第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願

議長（大久保　武君）　日程第６、請願第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る６月８日の本会議において教育民生常任委員会に付託してありますので、教育民生常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

中山教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長　中山勝三君登壇）

教育民生常任委員長（中山勝三君）　ただいま議長のご指名をいただきましたので、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願であります。

当委員会は、委員５名出席のもと、６月８日、本会議終了後、午前11時36分から役場４階第６会議室において、教育長及び関係部課長等の出席を求め、担当課長から請願内容についての説明を受け、慎重に審議を行いました。

その結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました案件に対する審議の経過と結果について申し上げました。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（大久保　武君）　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第２号に対する教育民生常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、請願第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第７　議第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

議長（大久保　武君）　日程第７、議第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから議第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、議第２号　若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第８　請願第３号　「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間

20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書」を提出する請願書

議長（大久保　武君）　日程第８、請願第３号　「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書」を提出する請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、去る６月８日の本会議において総務常任委員会に付託してありますので、総務常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島総務常任委員長。

（総務常任委員長　小島由久君登壇）

総務常任委員長（小島由久君）　ただいま議長の指名をいただきましたので、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願第３号　「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書」を提出する請願書であります。

当委員会は、６月８日午前11時34分より役場４階第５会議室において、委員５名並びに執行部より関係部課長等の出席を求め、開催をいたしました。

今回の審議につきましては、関係課長から請願内容及びその他必要な事項の聞き取り等を行い、慎重に審議をした結果、当委員会に付託された案件について、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告申し上げましたが、何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

議長（大久保　武君）　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第３号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、請願第３号　「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書」を提出する請願書については、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第９　議第３号　運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書の提出について

議長（大久保　武君）　日程第９、議第３号　運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　討論なしと認めます。

これから議第３号　運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、議第３号　運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期間20年延長申請を行わないよう働きかけることを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第10　閉会中の継続調査の件

議長（大久保　武君）　日程第10、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保　武君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（大久保　武君）　以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってまいります。皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げまして、平成29年第２回定例会を閉会といたします。

（午後　１時５２分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議　　長　大久保　　武

署名議員　大　里　岳　史

署名議員　廣　瀬　賢　一